福井県原子力発電施設等立地地域の 振興に関する計画

平成14年3月

目 次

Ι	原子ス	力発電施設等立地地域の内容	1
	1. 原子	- 力発電施設等の名称および内容	1
	2. 立地	也地域の範囲	2
П	立地均	他域の振興の基本方針	3
	1. 立地	地域の現状と問題点	3
	(1) 立	エ地地域に関する基本的な事項	3
	1	立地地域の概要	3
	į	i 立地地域の自然的経済的諸条件の概要	3
	i	i 立地地域におけるこれまでの電源三法制度の適用、	地域振興
		施策、現在の課題、今後の見通し等	6
		iii 立地地域の社会的経済的発展の方向の概要	14
	2	人口および産業の推移と動向	19
	j	i 人口の推移と今後の見通し	19
	i		
	3	立地地域行財政の状況	
	i	i 行財政の現況と動向	
	i		
	(2) 問	題点の整理	·-
	1	交通施設および通信施設の整備	29
	2	農林水産業、商工業その他の産業の振興	30
	3	生活環境の整備	
	4	高齢者の福祉その他の福祉の増進	34
	⑤	防災および国土の保全に係る施設の整備	
	6	教育および科学技術の振興	
	2. 立地	1地域の振興の基本的方針	38
		i該立地地域の地域振興の基本方針	
	(2) 立	土地地域の目指すべき基本的方向・考え方	44
	(3) 🕏	・地地域の振興の目標	46

Ш	1	基幹的な道路、鉄道、港湾等の交通施設および通信施設の	の整備
			50
•	1.	交通施設および通信施設の整備の方針	50
	2.	基幹的な道路の整備	51
	3.	鉄道の整備	52
	4.	交通確保対策	52
	5.	交通安全対策	 52
	6.	10.0 - 11.0	
	7.	電気通信施設の整備	53
	8.	情報化の推進	- 53
VI	唐	臭林水産業、商工業その他の産業の振興	54
	1.	産業振興の方針	54
	2.	農林水産業の振興	55
	3.	農道、林道および漁港関連道の整備	56
	4.	地場産業の振興	57
	5.		 57
	6.	起業の促進	- 57
	7.	商業の振興	58
V	生	上活環境の整備	59
	1.	生活環境の整備の方針	59
	2.	簡易水道、下水処理施設等の整備・	59
	3.	ごみ処理施設の整備	59
	4.	その他生活環境の整備	60
VI	湻	高齢者の福祉その他の福祉の増進	61
	1.	高齢者等の保健・福祉の向上および増進の方針	· 61
	2.	高齢者の保健・福祉の向上および増進を図るための対策	61
	3.	児童その他の保健・福祉の向上および増進を図るための対策 -	61
VII	财	5災および国土の保全に係る施設の整備	
	1.	防災の方針	
	2.	国土保全の方針	63

	3.	消防救急施設	64
	4.	治山・治水対策等	64
	5.	原子力地域防災の増強に資する諸措置の整備	65
	(1))原子力地域防災増強の基本方針	65
	(2))原子力地域防災の増強の内容	65
VIII	耈	対育および科学技術の振興	-68
	1.	教育の振興の方針	68
	2.	公立小中学校等教育施設の整備	68
	3.	集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備	68
	4.	科学技術の振興の方針	68
事:	業-	~覧	71

·

•

原子力発電施設等立地地域の内容 T

1. 原子力発電施設等の名称および内容

福井県には、昭和45年3月に運転を開始した日本原子力発電㈱敦賀1号(35.7 万 kW)を始めとして、これまでに 15 基の原子力発電所が、敦賀市、美浜町、 大飯町、高浜町の4自治体に立地している (表-1)。 商業炉が13基と研究開 発段階の高速増殖原型炉「もんじゅ」および新型転換炉「ふげん」を含め、本 県の原子力発電所の総設備容量は 1,173 万 kW で、全国の原子力発電所設備容 量の約23%を占めている。

また、県内原子力発電所における総発電電力量は、平成 12 年度実績で約806 億 kWh で県内電力使用量の約 11 倍にあたり、大阪府、京都府の消費電力量の 合計に相当する量であった。

表 I-1 福井県に立地する原子力発電所一覧

									単位:万k₩
	設置者	発電所名	所在地	炉型	認可出力	電調審 決定年月	原子炉設置 許可年月日	着工年月	営業運転 開始年月日
	日本原子力発	敦賀1号	敦賀市明神町	B₩R	35. 7	昭和40年5月	昭和41年4月22日	昭和42年2月	昭和45年3月14日
	電(株)	敦賀2号	ıt .	PWR	116.0	昭和53年12月	昭和57年1月26日	昭和57年3月	昭和62年2月17日
	関西電力㈱	美浜1号	美浜町丹生	PWR	34.0	昭和41年4月	昭和41年12月1日	昭和42年8月	昭和45年11月28日
		美浜2号	"	PWR	50.0	昭和42年12月	昭和43年5月10日	昭和43年12月	昭和47年7月25日
		美浜3号	n	PWR	82. 6	昭和46年6月	昭和47年3月13日	昭和47年7月	昭和51年12月1日
		大飯1号	大飯町大島	PWR	117. 5	昭和45年10月	昭和47年7月4日	昭和47年10月	昭和54年3月27日
運		大飯2号	"	PWR	117. 5	昭和45年10月	昭和47年7月4日	昭和47年11月	昭和54年12月5日
運転中		大飯3号	н	PWR	118.0	昭和60年1月	昭和62年2月10日	昭和62年3月	平成3年12月18日
ĺ		大飯4号	u	PWR	118.0	昭和60年1月	昭和62年2月10日	昭和62年3月	平成5年2月2日
		高浜1号	高浜町田ノ浦	PWR	82, 6	昭和44年5月	昭和4年12月12日	昭和45年4月	昭和49年11月14日
		高浜2号	. #	PWR	82.6	昭和45年5月	昭和45年11月25日	昭和46年2月	昭和50年11月14日
	:	高浜3号	n	PWR	87. 0	昭和53年3月	昭和55年8月4日	昭和55年11月	昭和60年1月17日
		高浜4号	п	PWR	87, 0	昭和53年3月	昭和55年8月4日	昭和55年11月	昭和60年6月5日
	核燃料サイク ル開発機構	ふげん	敦賀市明神町	ATR	16, 5	昭和57年5月	昭和45年11月30日	昭和46年8月	昭和54年3月20日
		小	計		1145. 0				
建設	核燃料サイク ル開発機構	もんじゅ	敦賀市白木	FBR	28	昭和57年5月	昭和58年5月27日	昭和60年9月	未定
中		小計			28		,		
		合	at-		1173, 0				

BWR (Boiling Water Reactor) 沸騰水型軽水炉 PWR (Pressurized Water Reactor) 加圧水型軽水炉 ATR (Advanced Thermal Reactor) 新型転換炉 FBR (Fast Breeder Reactor) 高速増殖炉

着工年月は、工事計画認可の月とした もんじゅの電調審決定年月は、開発了解の月とした

出典:福井県電源立地関係資料集 平成11年度版 福井県

2. 立地地域の範囲

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」(以下「法」という。)第3条1項に基づき、以下の3市9町2村を原子力発電施設等立地地域 (以下「立地地域」という。)とする。

立 地 地 域:敦賀市、武生市、小浜市、池田町、南条町、今庄町、

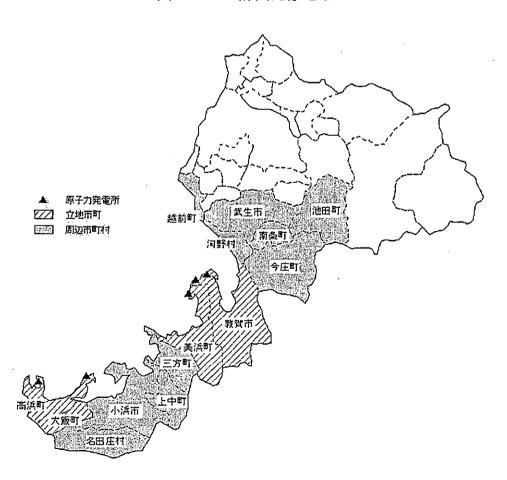
河野村、越前町、三方町、美浜町、上中町、名田庄村、

高浜町、大飯町

の3市9町2村

発電所立地市町村:敦賀市、美浜町、高浜町、大飯町

図 I - 1 計画対象地域



Ⅱ 立地地域の振興の基本方針

- 1. 立地地域の現状と問題点
- (1) 立地地域に関する基本的な事項
- ① 立地地域の概要
- i 立地地域の自然的経済的社会的諸条件の概要

ア 自然的条件

立地地域の南西部は、北は日本海若狭湾に面し、西は京都府側の丹波高原、 南は滋賀県側の野坂山地、東は敦賀市までを包摂して同一の流域または山系に あり、地理的に一つの地域圏域を形成している。海岸線は複雑に入り組んだリ アス式海岸で急峻な斜面の山地が海に迫っている。漁業活動が盛んな越前町、 河野村、敦賀市は敦賀湾を囲んで一体的な地形を形成し、同じ敦賀半島沖を漁 場としている。平野部として、敦賀平野、三方平野、小浜平野があるが、いず れも屈折の多い急斜面の山麓線と海岸線に囲まれた小平野であり、三方平野に は、三方五湖が山地の谷間に水を湛えている。

また、立地地域の北東部は、西は日本海に面し、標高 500 m級の丹生山岳地帯の山々が海岸線にまで迫っており、平地は極めて少ない。東は標高 1000m級の美濃越前山地や越前中央山地で、中央を南北に日野川と足羽川が流れ、これらの川に沿ってこの地域一帯が発展している。

なお、立地地域の耕地面積は 12,136ha で、立地地域全面積の 6.5 % (県全体の耕地面積の割合 10.3 %) であるのに対し、森林面積は 151,206ha で 81.4 % (県全体の森林面積の割合 74.7 %) を占め、中山間地域が多い地域となっている。

表 II - 1 立地地域の土地利用状況

	面積	耕	地面積(ha))	森林面積(ha)
	(k m²)	総数	田	畑	総数
敦賀市	250. 74	1,000	925	77	19, 941
武生市	185. 32	3, 350	3, 190	162	11, 100
小浜市	232. 85	1,590	1, 460	137	19, 125
池田町	194. 72	505	454	51	17, 858
南条町	53.06	549	527	22	4, 087
今庄町	241.3	463	433	30	22, 746
河野村	49. 48	78	29	49	4, 678
越前町	35. 08	77	19	58	2, 949
三方町	96. 57	1, 140	824	320	6, 389
美浜町	152. 24	963	882	81	12, 571
上中町	82. 08	1, 140	1, 030	108	5, 592
名田庄村	143. 83	191	156	35	13, 735
高浜町	72. 07	488	401	87	5, 380
大飯町	68. 09	602	532	70	5, 055
立地地域計	1, 857. 43	12, 136	10, 862	1, 287	151, 206
県全体	4, 188. 75	43, 000	39, 100	3, 870	312, 804
	12. 10. 1	12. 8 . 1			12. 3.31
備考	建設省国土地理院	北陸農政局	福井統計事務	务所_	福井県林政課

イ 経済的条件

立地地域の交通網は、南西部の東西を国道 27 号と J R 小浜線が貫いており、また、滋賀県側に通ずる国道 303 号が上中町を起点に南下し、これらが立地地域の南西部の交通網の大動脈となっている。

一方、立地地域の北東部では、立地地域の中央を南北にJR北陸線、北陸自動車道と国道8号が貫いており、また、海岸沿いに国道305号が、東西に国道365号、国道417号、国道476号が走り、これらが幹線道路として機能している。

また、立地地域の中央には重要港湾である敦賀港が位置している。近年、同港では、船舶の大型化や貨物のコンテナ化に対応した公共ふ頭の整備が進められており、国際経済交流拠点としての機能強化が図られている。敦賀港での陸上貨物動態によれば、立地地域は港勢圏としての実績をもっている。

また、立地地域は、若狭湾国定公園(立地地域南西部)、越前加賀海岸国定公園(立地地域北東部)の2つの国定公園を有しており、これらは相互に各種交通基盤により結ばれており、その特質を活かした交流も増加している。

ウ 社会的条件

立地地域は、越前海岸から若狭湾にいたる海岸に沿い延長約 120 km、幅 10 ~ 30 kmの一つのゾーンを形成している。立地地域の核と見なされる敦賀市、武生市、小浜市は、敦賀市を中心に相互に有機的に交流可能な都市配置となっている。

日常生活圏域における市町村間の関係を通勤人口流動量でみると、3市間は それぞれ周辺市町村との求心力を持ち、モビリティ自体も徐々に高まりをみせ ており、緩やかなネットワークを形成している。

また、まつりやイベントおよび食を通じた交流が行われており、地域間関係は高まっている。

立地地域である3市9町2村の自治体は、いずれも原子力発電施設に係る電源立地促進対策交付金の交付対象自治体で、従来より一体的に地域振興を図ってきた経緯があり、同一の電源地域として、電気のふるさとであるという強い自負を共有している。

さらに、衆議院議員小選挙区の区割り(平成6年)では、立地地域がほぼ「福井三区」となっており、過去の選挙を通じ、地域住民にも選挙区が浸透し、一体感が深まってきている。

ii 立地地域におけるこれまでの電源三法制度の適用、地域振興施策、現在の 課題、今後の見通し等

ア 電源三法制度の適用状況

電源三法交付金等は、昭和 49 年度から平成 12 年度までに約 1,643 億円交付されている (表 II - 2)。このうち交付金額の 4 割を占める電源立地促進対策交付金により産業振興施設、教育文化施設、道路、環境衛生施設など公共用施設の整備が進み、生活環境の向上が図られてきた。

また、電源立地特別交付金のうち原子力発電施設等周辺地域交付金枠は、平成 12 年度までに約 290 億円が、原子力発電所の周辺地域の住民、企業等に対して給付金として交付され、生活・生産活動に寄与している。同じく電力移出県等交付金枠は平成 12 年度までに約 344 億円が交付され、産業関連技術研究開発事業、観光開発事業、工業用地造成事業などの企業導入・産業近代化措置および社会福祉施設やスポーツ・レクリエーション施設の整備など住民の福祉の向上に資する福祉対策措置に充当されている。

その他、原子力発電所の立地市町村の長期的な振興を図る原子力発電施設等 立地地域長期発展対策交付金や、地域産業の発掘・育成を支援するための電源 地域産業育成支援補助金等が交付されている。

このように電源三法交付金により、立地地域の生活環境や社会基盤の整備、 産業の振興が図られているものの、必ずしも十分でない面も見られ、また立地 市町と周辺地域との間で財政力の格差等の問題も生じており、今後とも、多様 化する地域の課題に対応し、立地地域の広域的かつ恒久的な振興を図るため、 電源三法制度を活用した各種施策の総合的、計画的な展開が必要である。

表 II - 2 電源三法交付金交付実績(昭和49年から平成12年)

総	括一	(単位:億円)
叡	源立地促進対策交付金	647
冒	源立地特别交付金	634
1	原子力発電施設等周辺地域交付金枠	290
	電力移出県等交付金枠	344
児	平子力発電施設周辺地域福祉対策交付金	4
厉	京子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金	71
	サイクル研究開発促進交付金	12
冒	源立地地域温排水等対策費補助金	4
倡	源地或産業育成支援補助金	23
7	一の他	248
[計	1,643

一市町村別一

敦賀市	16,605
武生市	344
小浜市	4,496
池田町	370
南条町	444
今庄町	2,091
河野村	2,266

(単)	辽:	百万	'円)

越前町	1,622
三方町	2,266
美浜町	7,028
上中町	3,331.
名田庄村	3,374
高浜町	12,224
大飯町	15,918

イ 地域振興施策

立地地域の中に対象地域のある地域振興関連法のうち、過疎地域自立促進特別措置法および山村振興法についての施策の状況は次のとおりである。

a 過疎地域自立促進特別措置法

平成 12 年に施行された過疎地域自立促進特別措置法は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能および生活環境の整備等が他の地域と比較して低位にある地域について、その自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正および美しく風格ある国土の形成を図ることを目的としている。

福井県は平成 12 年に「過疎地域自立促進方針」および「過疎地域自立促進計画」(計画期間:平成 12 年度から 16 年度)を策定し、過疎町村の自立促進を支援している。

立地地域において過疎地域の指定を受けているのは、池田町、今庄町、河野村、越前町、名田庄村の5町村である。これらの町村ではそれぞれの町村で策定された過疎地域自立促進計画に基づき、主として以下の方針で、快適な生活環境の整備、雇用機会の創出および経済基盤強化を図っている。

- ・主要産業である農林水産業を活性化するとともに、地域資源を有効活用した観光・レクリエーション事業等の地域産業おこしや起業の促進等それぞれの地域の独自性、自主性を活かした産業振興を推進する。
- ・人口の流出をくい止め、近隣市町村との連携を促進するために、広域的な 道路網、情報通信基盤などの整備を行うとともに、UJIターン者・若者

の定住促進、高齢者の保健および福祉の向上および増進に向けて、上下水 道処理施設等の整備、教育・文化施設、高齢者福祉施設の整備や医療ネッ トワークの構築を行うなど、快適な生活環境の整備について積極的に推進 していく。

・今後、少子・高齢化の進行に伴い、全国的にも人口減少が進む中で、過疎 地域が自立的に発展していくためには、交流人口を拡大し、定住を促進し ていくことが不可欠であり、そのため、それぞれの地域固有の資源を活か し、近隣市町村や都市等との連携を図りながら、風格ある個性豊かな地域 社会を形成していく。

b 山村振興法

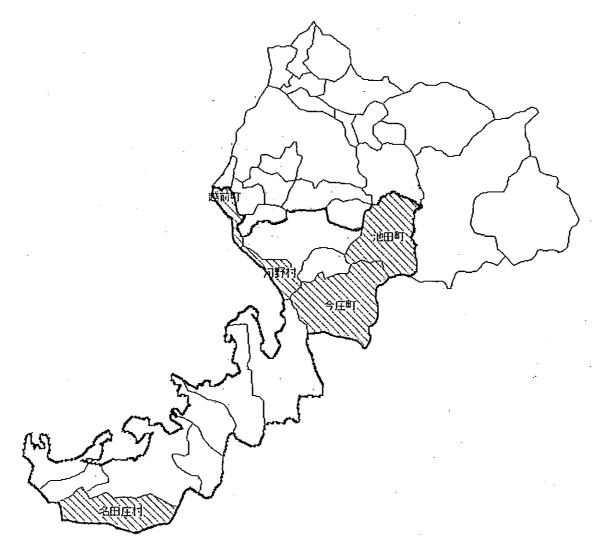
山村振興法は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が、産業基盤および生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的として、昭和40年に制定され、これまでに11回改正されている。

立地地域において振興山村に指定されているのは小浜市など 10 市町村であり、現在、小浜市、池田町、南条町、今庄町、河野村、美浜町、上中町、名田庄村、大飯町の9市町村において山村振興計画に基づき、各種施策を実施している。

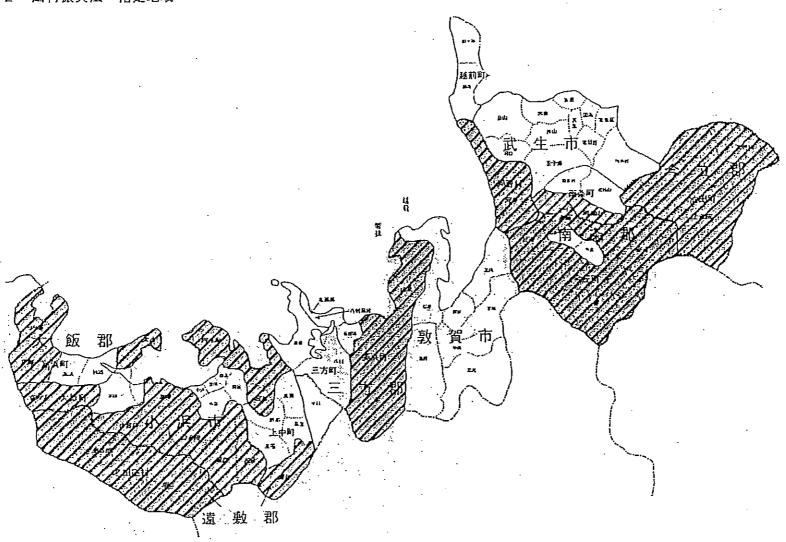
現在の山村振興計画では、所得の向上、交流の促進を重点に、生活基盤の整備、交流基盤整備等を進め、恵まれた文化資源、自然資源を活かした諸施策を実施することにより、魅力ある山村を実現することとしており、以下の施策が重点的に実施されている。

- ・基幹的な農道、ほ場および農業用用排水の整備や森林資源の活用のための 基幹的な林道整備などの産業基盤施策
- ・快適な生活環境を確保するための水道施設、生活排水処理施設、消防施設 等の社会・生活環境施策
- ・森林資源の保護と住民の安全な生活を確保するための国土保全施策
- ・恵まれた地域資源を有効に活用した交流促進のための交流施策
- ・森林等の保全を図るため造林、保育等を推進する森林、農用地等の保全施 策
- 国道、県道、市町村道の改築
- ・教育施設の充実

図Ⅱ-1 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域市町村



図Ⅱ-2 山村振興法 指定地域



ウ 立地地域の課題

立地地域において、各市町村に共通する主な課題は以下のとおりである。

a 定住意欲を高める生活環境と雇用基盤整備

少子・高齢化が進行する中で、立地地域においては若年層の流出等が続き、 地域の活力が低下してきている。このため、若者の定住意欲を高める観点から 日常生活の利便性を念頭においた生活環境基盤の充実を図るとともに、多様化 する住民ニーズに応えるため、広域的な連携による各種サービスの向上、企業 誘致等による就業の場の確保、魅力的な商業・アミューズメント機能の充実等 を図る必要がある。

b 広域交通体系の整備

立地地域の南西部においては、関西圏や中京圏へのアクセス力が弱いため、 近畿自動車道敦賀線をはじめとする広域幹線道路の整備、鉄道の機能向上等に よる広域交通体系の整備を図ることが重要な課題となっている。

また、日常生活における交通の利便性の向上を図るために公共交通機関の整備充実を図る必要がある。

さらに、国際化の時代にあって、環日本海地域、アジア地域等との交流を積極的に推進する上で、敦賀港の国際経済交流拠点としての機能強化が必要となっている。

c 情報基盤の整備・活用

立地地域においてCATVの普及率が高いという特性を活かし、住民のニーズに応えた質の高い情報提供を行っていく必要がある。特に、地震、火災等の防災に関する緊急情報、公共施設の利用情報、観光・イベント情報の提供に取り組むとともに住民と行政が交流できる情報環境づくりが必要となっている。

d 自然環境の保全

三方五湖やリアス式海岸に代表される美しい水辺や背後の中山間地域の豊かな緑等の自然環境は、立地地域にとって貴重な財産であり、こうした良好な自然環境を保全し、将来世代に引き継いでいく必要がある。

また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の見直し、 廃棄物の発生の抑制、リサイクルの推進等、循環型社会の構築に向けた取組み が重要となっている。

e 医療・福祉の充実

多様化する住民の福祉ニーズに対応するため、保健・医療・福祉の連携のとれたサービスをより効果的かつ効率的に提供できる総合的な整備が必要となっている。

特に、立地地域の 65 歳以上の高齢者の割合は県平均より高くなっており、ほとんどの自治体において、高齢者福祉施策についての社会的な要請が高まっており、高齢社会に対応したソフト・ハード両面の充実と強化が望まれている。また、住民の安心と充実した暮らしを支えるための各種福祉施策の推進に努める必要がある。

f 社会教育・文化環境の充実

ゆとりある生活の実現や個性豊かな地域文化の創造と発信のためには、住民ニーズに応える社会教育施設の整備充実や文化活動の活発化が重要となる。また、今後の高齢社会の進展に伴い、高齢者の社会参加や生きがい対策が重要となっていることを踏まえ、子どもから高齢者まであらゆる世代の人々が自由に学べる教育・文化環境を整備するとともに、文化や芸術を通じた多世代の交流を推進していく必要がある。

g 産業振興対策

産業活動は立地地域の発展を支え、豊かな生活と雇用の安定を生み出す源泉となるが、立地地域には電気機械から伝統工芸品産業まで技術・ノウハウ、人材など豊かな地域産業資源が集積しているにもかかわらず、地理的条件や交通基盤の整備の遅れなどにより、その発展が制約されてきた面をもつ。

そのため、広域交通基盤の整備等を背景に地域特性を活用し、魅力ある農林 水産業の振興をはじめ、中心商業地の活性化や地場産業の高度化、企業誘致等 による工業の振興を図る必要がある。

また、原子力発電所の立地によるエネルギー関連技術やこれを支える人材の 集積を活かし、エネルギー関連事業の研究開発および企業化への取組みを支援 する他、情報関連産業等の新しい産業の展開を促進するなど、若者に魅力ある 雇用の場の確保と活力ある産業基盤を整備していく必要がある。

h 観光振興対策

観光産業は立地地域の主要な産業の一つであるが、近年、入り込み客数が減少してきている。特に夏季に集中している地域については減少が著しく、観光

客のニーズの変化に合わせた観光産業の変革が求められている。また、立地地域には豊富な観光資源が集積しており、それらを効果的に活用するため、地域の魅力を住民自らが見直し、地域が一体となって、広域的な観点から観光の振興を図る必要がある。

i 原子力防災体制の充実

立地地域は、加圧水型軽水炉 12 基、沸騰水型軽水炉 1 基、新型転換炉ふげん、高速増殖炉もんじゅと、さまざまなタイプの原子力発電所が 15 基立地しており、福井県の原子力行政は、安全の確保、住民の理解と同意、地域の恒久的福祉を基本に取り組んできている。

中でも原子力防災については、防災関係者に対する教育訓練や周辺住民への原子力防災に関する正しい知識や普及啓発、緊急時における広報体制の充実、さらには技術革新等を積極的に取り入れて防災対策を充実することが課題となっている。

エ 今後の見通し

立地地域が抱える課題は、社会経済的にも一体的に克服すべきものが多いが、 こうした課題の解決に向けて、新しい活力ある地域の創造への取組みが始まり つつある。

- ・若狭湾および越前海岸における漁場環境の保全や「つくり育てる漁業」の 推進など、沿岸資源の開発・保全に向けた取組みが活発化しつつある。
- ・平成 10 年 11 月に福井県若狭湾エネルギー研究センターが開所されているが、この諸活動の中から立地地域内の企業との技術連携による新たな展開を見せているなど、原子力(技術)と地域産業の融合が進展しつつある。

今後、こうした広域的な視点からの取組みを育成し、地域づくりや課題解決に向けて、行政、地域住民、民間企業、ボランティア団体等の多様な主体の参加と連携を推進していくことにより、立地地域の広域的・恒久的な振興が図られるものと考える。

iii 立地地域の社会的経済的発展の方向の概要

ア 産業構造上の変化

第一次産業では、農業は平地が少なく、中山間地域が多いことから小規模な 稲作が中心となっているが、三方町、美浜町、河野村を中心に日本海側最大の ウメ産地を形成している他、越前町、河野村ではスイセンの栽培が行われるな ど地域の特徴を活かした特産品づくりが盛んになってきている。

林業を主業とする林家は極めて少なく、保有山林面積が零細な林家が多くを 占めており、林業生産活動の停滞により、森林を単に財産として保有する傾向 が強くなっている。

水産業は、越前町、河野村、美浜町、三方町、大飯町、高浜町では、県や全国と比較して就業者数が高い割合となっており、各町村の産業の特徴となっている。リアス式海岸での定置網が主力であるが、近年、養殖漁業の伸びがめざましく、付加価値の高い養殖ふぐなどは旅館・民宿等で提供され、観光資源ともなっている。これらの地域では半農半漁的な生業が中心であったが、次第に半民宿的な要素が色濃くなり、観光を中心とした第三次産業への転換がみられる。

第二次産業では、北東部における製造業の割合の高さが特徴的である。

立地地域の中核的都市の一つである武生市は、県内有数の工業集積を有しており、電気機械などのハイテク産業とともに、越前打刃物などの伝統工芸品産業が立地している。また、若狭中核工業団地には製造業を中心に企業が進出しており、地域の雇用機会の創出に寄与している。

この結果、立地地域の製造品出荷額(平成10年)の県全体に占める割合は34.1%となっており、その78.5%以上を武生、敦賀の両市が占めている。

また、小浜市周辺には、若狭塗り箸、めのう細工などの伝統工芸品産業、若 狭湾沿岸部には、水産加工業が立地しているが、規模は比較的小さなものであ る。

第三次産業では、商業・サービス業の増加と南西部における電気・ガス・水 道業の伸びの高さが特徴的である。

立地地域の商業・サービス業の就業者は、就業人口の半分以上を占めているが、これは観光産業が当該地域の主要産業であり、その従事者が多いことを反映している。

イ 地域の経済的な産業立地特性

立地地域の発展ポテンシャルとなる主な経済的な産業立地特性として以下の 5点があげられる。

a 自然、歴史・文化・伝統

立地地域には、三方五湖やリアス式海岸に代表される美しい自然、「都」 文化との古くからの交流を背景として、多くの寺院や伝統的建造物群が存在 している他、北前船主の館や北陸道、北国街道の面影を偲ばせる木ノ芽峠、 栃ノ木峠など多くの歴史的、文化的遺産や、若狭塗、若狭めのう、越前打刃 物等の伝統工芸が息づいている。

また、越前がにや若狭がれい、若狭ふぐ、越前おろしそば、福井梅、越前水仙など地域ブランドとして全国に誇る特産品が数多く見られる。

さらに、近年では温泉や体験交流施設などの観光、レクリエーション施設 が各地で開発・整備されている。

また、立地地域は複雑な地形を縫って集落が散在し、多様な余暇活動の受け皿となる都市との交流空間や定住環境が存しており、利便性・経済性だけでは評価できない住み良さもこの地域の大きな特徴といえる。

b 関西・中京圏、環日本海諸国との近接性

立地地域は、関西圏や中京圏と近接し、距離的にみると敦賀市から名古屋市、小浜市から大阪市がいずれも約80kmと、関西圏・中京圏のいずれもが立地地域の100km圏内に含まれる地理的優位性が認められる。

また、立地地域は関西・中京圏から北陸地方への玄関口であるとともに、古くから我が国と対岸諸国とを結ぶ中継基地としての役割を担ってきた。特に、中核的都市の一つである敦賀市は国際港湾である敦賀港を有し、関西圏、中京圏と環日本海諸国との物流の結節点として、港湾機能や物流機能の強化など国際経済交流拠点化が進められている。

さらに、物流機能を補完する多様な機能の誘致や育成により、地域産業の活性化が期待されるとともに、環日本海経済交流の推進により、港勢圏としての一体性をもつ立地地域のさらなる飛躍が期待できる。

c 知的基盤、産業集積

立地地域には、多数の原子力発電所の立地に伴い、原子力関連技術や人材 の集積があるほか、平成10年11月に原子力やエネルギーに関する研究、研 修の拠点として福井県若狭湾エネルギー研究センターが開所され、今日では、 その諸活動の中から立地地域内企業との技術連携により新たな事業展開を見 せる企業も出現しはじめている。

この他、県の試験研究機関として敦賀市に水産試験場、小浜市に栽培漁業センター、美浜町には園芸試験場が設置されており、水産業や農業に係る地域課題に即した技術開発や研究が行われている。

さらに、高等教育機関として武生市に仁愛大学、敦賀市に敦賀短期大学、 小浜市には県立大学の海洋生物資源学科が設置されており、今後、栽培漁業 センターに隣接して県立大学海洋生物資源臨海研究センター(仮称)の整備 が予定されている。

また、武生市は、県内有数の工業集積を有しており、電気機械などのハイテク産業が立地している。さらに敦賀市には現在新たな産業団地の整備が進められており、今後、こうした団地に高度技術型産業の立地が期待される。

このように、立地地域は地域の特色を活かした学術・研究機能や産業の集積が進展しており、今後、こうした集積を活かして、これまで以上に異業種交流や産学官による共同研究等を推進し、地域産業への技術移転や事業の多角化、新分野への進出等を図ることにより、既存産業の活性化や新産業の創出が期待される。

d 都市との交流

立地地域の範囲の大部分をなす農山漁村は、変化に富んだ自然景観、豊かな山海の幸、歴史的、文化的資源を有しており、グリーンツーリズムなどの新たな余暇活動の受け皿としての交流空間や定住環境が存している。

立地地域では、地域の特性を活かした多様で高質な交流・体験施設が各地で整備されており、他の施設や地域資源間相互のネットワーク化が図られつつある。

こうした施設や地域資源の集積をより有効かつ戦略的に活用し、人と自然が新たな関わりを持つことができる空間を創造することにより、一層、都市との交流が促進されると考えられる。

e 多様で創造的な地域活動の進展

各ポテンシャルをより増幅し、融合して相乗的な展開に結びつけるには、 それを下支えする"ひと、組織"の主体的取組みが重要であり、立地地域で は近年、多様で創造的な地域活動が進展している。この背景には以下の要因 が考えられる。

- ・南西部地域でのエネルギー関連技術の地域産業への波及、原子力関連企業の進出、まちづくり活動の活発化
- ・県内産業支援機関等の連携による新事業創出促進のための地域プラット フォームの整備や産学官連携や異業種交流の活発化
- ・ナホトカ号の重油流出事故、敦賀港開港 100 周年記念事業を契機とした 近年における各種ボランティア活動、市民グループ活動の活発化

ウ 国、県の総合計画等における位置づけ

a 全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」

国は、21 世紀における精神的豊かさを重視した多軸型の国土構造を形成することを目指し、自立の促進と誇りの持てる地域の創造、国土の安全と暮らしの安心の確保、恵み豊かな自然の享受と継承、活力ある経済社会の構築、世界に開かれた国土の形成を基本的課題に掲げている。

また、計画の実現に向けた取組みとして「参加と連携」による国土づくり、 国土基盤投資の計画的推進、制度・体制の整備を掲げ、特に地域づくりに当たっては、国、地方自治体、住民等の多様な主体の責任ある参加や地域間の連携 の推進の必要性を示している。

また、地域別整備の基本方向において北陸地域は、「環日本海交流の核圏域として、360 度の地域連携と国際交流が行える連携、交流の先導的地域」と位置づけられ、施策の展開方向として、北陸の個性を生かした多自然居住地域の創造、環日本海交流の核となる広域国際交流圏の形成、連携を基軸とする新しい地域づくりを掲げている。

b 近畿圏基本整備計画(第5次)

近畿圏基本整備計画において、近畿圏における原子力発電所に係る施策について、「生活、産業活動に不可欠な電力供給を行う原子力発電所等の立地地域の重要性にかんがみ、その自立的かつ持続的な発展が可能となるよう関係機関が連携を図りながら、産業振興、住民福祉の向上等における地域の主体的な取組をソフト・ハード両面にわたり支援する」と位置付けられている。

また、若狭湾沿岸地域については、「近畿圏のエネルギーの一大供給地」と 位置付け、「豊かな自然資源や歴史資源をいかした集客交流、マルチハビテー ション(複数地域居住)の推進等に係る連携の強化によって、敦賀から小浜、 宮津・舞鶴に至る若狭海道軸を形成する。さらに若狭海道軸と山陰地域や北陸 地域との連携を強化することによって、日本海国土軸の形成を目指していく」 こととされている。

福井平野から琵琶湖周辺を経て伊勢湾に至る地域については、「交通利便性、 産業集積、自然環境等をいかし、都市機能、産業機能、学術機能等の諸機能を 充実するとともに、その連携を強化することによって、福井から敦賀、彦根、 大津を経て、四日市、津、伊勢さらに東紀州に至る福井・滋賀・三重連携軸を 形成する。ひいては、中部圏との連携の拠点として圏域の活動を牽引する役割 を担うことが期待される」とされている。

c 福井県新長期構想「ふくい21世紀ビジョン」

福井県は各種社会指標で豊かで住みやすい県であるとの高い評価を得ている。「生活満足度の向上」は県民にとっても行政にとっても永遠の課題であり、また、国内問題が地球規模の問題と直結する傾向や国内はもとより地球規模で交流、連携を深めていくことが地域の活性化にとって不可欠であるとの認識から、「生活満足度日本一、地球時代に光り輝く福井県」を基本目標にし、「創造性と活力ある産業の育成」、「世界に広がるネットワークの構築」、「豊かな心を育む県民風土の醸成」、「活力と安らぎのある県民生活の実現」の4つの柱を基本として、各種のプロジェクトを推進している。

また、地域の特性を踏まえ、広域的な取組みの必要性の観点から「個性ある地域づくり」、「均衡ある地域の発展」、「交流と連携による地域づくり」を基本的な指針とし、広域行政圏別発展構想を掲げている。

立地地域は嶺南地域と丹南地域の一部からなるが、各地域の広域行政圏別発展構想の概要は以下のとおりである。

嶺南地域

○地域の将来像

海・湖、歴史と技術を活かした「開かれた交流圏」の創造

- 〇基本的発展方向
 - 高速交通体系の整備
 - ・自然と歴史、文化にふれあう広域的観光圏の整備
 - ・敦賀港を中核とした環日本海交流拠点の形成
- ・エネルギー関連技術の研究を活用した産業集積圏の形成 丹南地域
- ○地域の将来像

産業技術と伝統文化を活かした「活力ある都市圏」の創造

- 〇基本的発展方向
 - 経済のグローバル化に対応した活力ある産業の育成
 - ・都市機能の充実強化
 - ・地域資源のネットワーク化による交流の拡大

② 人口および産業の推移と動向

i 人口の推移と今後の見通し

立地地域の人口(平成 12 年国勢調査)は、約 25 万人で、福井県全体の 30 %を占めている。原子力発電所立地初期の昭和 45 年時点から現在までの人口動態は、池田町、今庄町、河野村、越前町、名田庄村で大幅に減少している一方で、敦賀市、武生市、南条町、高浜町、大飯町などでは増加傾向にあり、全体としては微増している。

年齢階層別では老年人口の増加が著しく、平成7年時点で、敦賀市、武生市、 高浜町、大飯町を除いたすべての自治体で65歳以上の高齢者の割合が20%(県 平均17.7%)を超えている。

今後の政策的努力による効果も勘案した立地地域全体の将来の人口を推計すると、本計画の最終年次である平成22年には、1,500人の人口増加が見込まれる。しかし、一部の自治体では、なお人口の流出が続いており、また、高齢者の割合は現在より5.8%増と加速的な少子高齢化が予測されることから、さらなる青年層の定住促進策や少子・高齢化対策の推進が課題となっている。

表Ⅱ-3 人口の推移

(単位:人)

	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
敦賀市	56, 445	60, 205	61, 844	65, 670	68, 041	67, 204	68, 145
武生市	62,019	65, 012	67, 104	69, 148	70, 187	71, 109	73, 792
小浜市	33, 702	33, 890	34, 049	34, 011	33, 774	33, 496	33, 295
池田町	5, 524	4, 814	4, 510	4, 318	4, 203	4, 032	3, 759
南条町	5, 017	5, 148	5, 411	5, 595	5, 667	5, 754	5, 832
今庄町	6, 618	6, 213	5, 859	5, 711	5, 563	5, 416	5, 134
河野村	2, 807	2, 552	2, 550	2, 580	<u>2, 574</u>	2, 446	2, 255
越前町	8, 261	8, 359	8, 158	8, 051	7, 260	6, 846	6, 112
三方町	10, 005	9, 824	10, 006	9, 921	9, 817	9, 490	9, 164
美浜町	13, 157	13, 092	13, 036	13, 384	13, 222	12, 362	11, 630
上中町	8, 085	8, 049	8, 108	8, 105	8, 018	8, 077	8, 149
名田庄村	3, 574	3, 420	3, 130	3, 141	3, 041	3, 103	2, 951
高浜町	10, 841	11, 577	11,818	12, 310	12, 425	12, 201	12, 119
大飯町	5, 717	6, 055	6, 026	6, 650	7, 557	7, 148	7, 032
計	231, 772	238, 210	241, 609	248, 595	251, 349	248, 684	249, 369
情 市	494, 849	520, 666	536, 291	552, 884	557, 824	559, 710	559, 427
町村計	249, 381	252, 933	258, 063	264, 749	265, 761	267, 286	269, 517
県 計	744, 230	773, 599	794, 354	817, 633	823, 585	826, 996	828, 944

出典:「国勢調査報告」

表Ⅱ-4 人口の増加率

(単位:%)

	昭50/昭45	昭55/昭50	昭60/昭55	平2/昭60	平7/平2	平12/平7	平12/昭45	
敦賀市	6. 7	2. 7	6. 2	3. 6	<u>∆</u> 1. 2	1.4	20. 7	
武生市	4, 8	3. 2	3.0	1. 5	1. 3	3. 8	19.0	
小浜市	0. 6	0. 5	Δ 0.1	△ 0.7	Δ 0.8	△ 0.6	Δ1.2	
池田町	△ 12.9	△6.3	△ 4.3	△ 2.7	Δ 4.1	△ 6.8	△32.0	
南条町	2. 6	5. 1	3.4	13	1. 5	1.4.	16, 2	
<u>今庄</u> 町	△ 6.1	△5. 7	△ 2.5	△ 2.6	Δ 2.6	△ <u>5.2</u>	△22.4	
河野村	Δ 9.1	Δ0.1	1.2	△ 0.2	△ 5.0	△ 7.8	△19.7	
越前町	1.2	Δ2. 4	Δ 1.3	△ 9.8	<u>∆</u> 5. 7	△ 10.7	△26.0	
三方町	Δ 1.8	1. 9	Δ 0,8	△ 1.0	△ 3.3	△ 3.4	△8.4	
美浜町	△ 0.5	△0.4	2. 7	△ 1.2	Δ 6.5	△ 5.9	∆11.6	
上中町	△ 0.4	0. 7	△ 0.0	Δ 1.1	0. 7	0.9	0.8	
名田庄村_	△ 4.3	△8. 5	0, 4	△ 3.2	2. 0	Δ 4.9	△17. 4	
高浜町	68	2. 1	4. 2	0.9	Δ 1.8	Δ 0.7	11.8	
大飯町	5. 9	△0. 5	10. 4	13. 6	△ 5.4	Δ 1.6	23.0	
計	2. 8	1.4	2. 9	1.1	<u> </u>	0.3	7.6_	
市計	5. 2	3. 0	3. 1	0.9	0, 3	Δ 0.1	13. 1	
町村計	1.4	2.0	2.6	0.4	0, 6	0.8	8, 1	
県 計	3.9	2. 7	2.9	0.7	0.4	0.2	11.4	

出典: 「国勢調査報告」より作成

表Ⅱ-5 人口の見通し

(単位:人)

	実績							推計
	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成22年
立地地域 計	231, 772	238, 210	241, 609	248, 595	251, 349	248, 684	249, 369	250, 200
年少人口	55, 501	54, 681	53, 979	52, 810	47, 786	42, 900	39, 764	37, 000
	(23, 9%)	(23.0%)	(22. 3%)	(21.2%)	(19.0%)	(17.3%)	(15.9%)	(14.8%)
生産年齢	153, 142	157, 240	157, 573	162, 266	164, 939	159, 228	156, 010	152, 000
人口	(66.1%)	(66, 0%)	(65, 2%)	(65. 3%)	(65. 6%)	(64.0%)	(62, 6%)	(60. 8%)
老年人口	23, 099	26, 285	29, 897	33, 519	38, 619	46, 549	53, 583	61, 200
	(10.0%)	(11.0%)	(12.4%)	(13.5%)	(15.4%)	(18.7%)	(21.5%)	(24.5%)
男	111, 174	115, 283	117, 196	122, 005	123, 905	121, 666	122, 167	122, 500
女	120, 598	122, 927	124, 413	126, 590	127, 444	127, 018	127, 202	127, 700

(参考)

Γ	福井県 計	744, 230	773, 599	794, 354	817, 633	823, 585	826, 996	828, 944	832, 000
	年少人口	178,056	181,496		155, 998 (1				123,000
					9. 1%)	l .	1		
	生産年齢		,		536, 679 (6			,	515,000
		(67. 1%)	(66. 2%)	5. 6%)	5. 6%)	6. 2%)	(65. 2%)	(63.8%)	(61.9%)
1	老年人口	67.032	78, 349 (1	91,595(1	104, 794 (1	121, 940(1	146, 728	169, 489	194, 000
		(9.0%)	0.1%)	1.5%)	2. 8%)	4. 8%)	(17.7%)	(<u>20,</u> 4%)	(23.3%)
	男	356, 639	373, 416	384, 269	397, 115	400, 391	401, 860	402, 367	404, 679
	女	387, 591	400, 183	410, 085	420, 518	423, 194	425, 136	426, 577	427, 461

出典:「国勢調査報告」

注)合計値には年齢不詳者数を含む

将来推計は、福井県新長期構想「ふくい21世紀ビジョン」(平成9年3月)の推計をもとに、立地地域の 人口で按分して算出(端数切り捨て)

Ⅱ-6 年齢別人口の推移

. (単	位	:	J)
				_	"	

						(単位:人)
		昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年
敦賀市	年少人口	14,723 (24.5%)	14,825 (24.0%)	14,800 (22.2%)	13,491 (19.8%)	11,906 (17.7%)
	生産年齢人口		40,993 (66.3%)	44,985 (67.5%)	46,229 (67.9%)	44,844 (66.7%)
	老年人口	5,064 (8.4%)	6,026 (9.7%)	6,885 (10,3%)	8,321 (12.2%)	10,447 (15.5%)
武生市	年少人口	15,408 (23.7%)	15,742 (23.5%)	15,236 (22.0%)	13,549 (19,3%)	12,201 (17.2%)
	生産年齢人口	43,035 (66.2%)	43,675 (65.1%)	45,072 (652%)	46,457 (66.2%)	46,616 (65.6%)
	老年人口	6,569 (10.1%)	7,687 (11.5%)	8,840 (12.8%)	10,181 (14.5%)	12,292 (17.3%)
小浜市	年少人口	7,689 (22.7%)	7,371 (21.6%)	7,012 (20.6%)	6;296 (18.6%)	5,738 (17.1%)
	生産年齢人口	21,965 (64.8%)	21,991 (64.6%)	21,906 (64.4%)	21,597 (63.9%)	20,814 (62.1%)
	老年人口	4,236 (12.5%)	4,687 (13.8%)	5,093 (15.0%)	5,881 (17.4%)	6,944 (20.7%)
池田町	年少人口	1,003 (20.8%)	788 (17.5%)	728 (16.9%)	691 (16.4%)	643 (15.9%)
	生産年齢人口	3,097 (64,3%)	2,921 (64.8%)	2,725 (63.1%)	2,551 (60.7%)	2,220 (55.1%)
	老年人口	714 (14.8%)	801 (17.8%)	865 (20.0%)	961 (22.9%)	1,169 (29.0%)
南条町	年少人口	1,091 (21.2%)	1,201 (22.2%)	1,262 (22.6%)	1,183 (20.9%)	1,079 (18.8%)
	生産年齢人口	3,348 (65.0%)	3,415 (63.1%)	3,514 (62.8%)	3,512 (62.0%)	3,472 (60.3%)
	老年人口	708 (13.8%)	795 (14.7%)	819 (14.6%)	972 (172%)	1,203 (20.9%)
今庄町	年少人口	1,330 (21,4%)	1,150 (19.6%)	1,070 (18.7%)	949 (17.1%)	854 (15.8%)
	生産年齢人口	4,071 (65.5%)	3,794 (64.8%)	3,669 (642%)	3,520 (63.3%)	3,274 (60.5%)
	老年人口	812 (13.1%)	915 (15.6%)	972 (17.0%)	1,094 (19,7%)	1,288 (23.8%)
河野村	年少人口	539 (21.1%)	488 (19.1%)	499 (19.3%)	476 (18.5%)	422 (17.3%)
	生産年齢人口	1,641 (64.3%)	1,656 (64.9%)	1,662 (64.4%)	1,643 (63.8%)	1,490 (60.9%)
	老年人口	372 (14.6%)	406 (15.9%)	419 (16.2%)	455 (17.7%)	534 (21.8%)
越前町	年少人口	1,790 (21.4%)	1,670 (20.5%)	1,621 (20.1%)	1,409 (19.4%)	1,177 (17.2%)
	生産年齢人口	5,416 (64.8%)	5,265 (64.5%)	5,155 (64.0%)	4,493 (61.9%)	4,119 (60.2%)
	老年人口	1,153 (13.8%)	1,223 (15.0%)	1,275 (15.8%)	1,358 (18.7%)	1,550 (22.6%)
三方町	年少人口	2,185 (22.2%)	2,073 (20.7%)	1,955 (19.7%)	1,728 (17.6%)	1,551 (16.3%)
	生産年齢人口		6,459 (64.6%)	6,339 (63.9%)	6,308 (64.3%)	5,804 (61.2%)
## 25 OF	老年人口	1,277 (13.0%)	1,474 (14.7%)	1,627 (16.4%)	1,781 (18.1%)	2,135 (22.5%)
美浜町	年少人口	2,833 (21.6%)	2,730 (20.9%)	2,675 (20.0%)	2,401 (18.2%)	2,040 (16.5%)
	生産年齢人口	8,680 (66.3%)	8,605 (66.0%)	8,840 (66.0%)	8,682 (65.7%)	7,727 (62.5%)
上中町	老年人口	1,579 (12.1%)	1,701 (13.0%)	1,869 (14.0%)	2,139 (162%)	2,595 (21.0%)
고 무 무	年少人口	1,682 (20.9%)	1,585 (19.5%)	1,525 (18.8%)	1,415 (17.6%)	1,345 (16.7%)
	生産年齢人口	5,229 (65.0%) 1,138 (14.1%)	5,228 (64.5%) 1,295 (16.0%)	5,135 (63.4%) 1,445 (17.8%)	4,991 (62.2%) 1,612 (20.1%)	4,831 (59.8%) 1,901 (23.5%)
名田庄村	老年人口			574 (18.3%)		514 (16,6%)
ᇻᆈᄄᄳ		704 (20.6%) 2,232 (65.3%)	590 (18.8%) 2,029 (64.8%)	2,012 (64.1%)	489 (16.1%) 1,922 (63.2%)	1,865 (60.1%)
	生産年齢人口 老年人口	484 (14.2%)	2,029 (64.8%) 511 (16.3%)	555 (17.7%)	630 (20.7%)	724 (23,3%)
高浜町	年少人口	2,543 (22.0%)	2,585 (21.9%)	2,586 (21.0%)	2,338 (18.8%)	2,180 (17.9%)
In1944	生産年齢人口	7,684 (66.4%)	7,657 (64.8%)	7,886 (64.1%)	7,969 (642%)	7,596 (62.3%)
	老年人口	1,350 (11.7X)	1,576 (13.3%)	1,838 (14.9%)	2,113 (17.0%)	2,425 (19.9%)
大飯町	年少人口	1,161 (192%)	1,181 (19,6%)	1,267 (19.1%)	1,371 (18.1%)	1,250 (17.5%)
~ >W_1	生産年齢人口	4,066 (67.2%)	3,945 (65.5%)	4,366 (65.7%)	5,065 (67.0%)	4,556 (63.7%)
	老年人口	828 (13.7%)	900 (14.9%)	1,017 (15.3%)	1,121 (14.8%)	1,342 (18.8%)
計	年少人口	54,681 (23.0%)	53,979 (22.3%)	52,810 (212%)	47,786 (19.0%)	42,900 (17.3%)
	生産年齢人口	157,240 (66.0%)	157,633 (65.2%)	163,266 (65.4%)	164,939 (65.6%)	159,228 (64.0%)
	老年人口	26,284 (11.0%)	29,997 (12.4%)	33,519 (13.4%)	38,619 (15.4%)	46,549 (18.7%)
市計	年少人口	125,911 (242%)	125,131 (23.3%)	120,487 (21.8%)	105,696 (19.0%)	94,534 (16.9%)
-1* HI	生産年齢人口	346,000 (66.5%)	353,293 (65.9%)	365,673 (66.1%)	373,657 (67.0%)	370,305 (66.2%)
	老年人口	48,653 (9.3%)	57,804 (10.8%)	66,701 (12,1%)	78,146 (14.0%)	94,789 (16.9%)
町村計	年少人口	56,759 (22.4%)	56,365 (21.8%)	55,648 (21.0%)	50,302 (18.9%)	46,059 (17.2%)
	生産年齢人口	166,478 (65.8%)	167,893 (65.1%)	171,006 (64,6%)	171,640 (64.6%)	169,287 (63.3%)
	老年人口	29,696 (11.7%)	33,791 (13.1%)	38,093 (14.4%)	43,794 (16.5%)	51,939 (19.4%)
県 計	年少人口	182,670 (23.6%)	181,496 (22.9%)	176,135 (21.5%)	155,998 (18.9%)	140,593 (17.0%)
N DI		512,478 (66.3%)	521,186 (65.6%)	536,679 (65.6%)	545,297 (66.2%)	539,592 (65.3%)
	生産年齢人口		91,595 (11.5%)	104,794 (12.8%)	121,940 (14.8%)	146,728 (17.7%)
	老年人口	78,349 (10.1%)	31,000 (11,0%)	107,107 (14.0%)	121,340 (14,07)	

21,940 (14.8%) | 140,728 (出典:「国勢調査報告」

ii 産業構造、各産業別の現況と今後の動向

立地地域における就業人口(平成7年)総数は、134,184人で、第一次産業9,986人(7.4%)、第二次産業51,230人(38.2%)、第三次産業72,913人(54.3%)となっている。これは、福井県全体の構成に比べ、第一次産業の割合が高い特徴を持つ。

原子力発電所が発電を開始した昭和 45 年においては、就業人口総数 129,329 人、第一次産業 36,385 人 (28.1 %)、第二次産業 44,002 人 (34.0 %)、第三次 産業 48,885 人 (37.8 %) であり、一次産業の急激な減少、三次産業の急激な 増大という動向を示す。これを県の動向と比較すると、立地地域での一次産業 者の二次産業への移動がより強く表れるという特徴を見ることができる。

第二次産業の割合が高い武生市、池田町、南条町、今庄町、河野村、越前町には、電気機械などのハイテク産業や伝統工芸品産業が立地しており、福井県内有数の工業都市圏を形成している。

第三次産業の割合が高い敦賀市、小浜市、美浜町、三方町、高浜町、大飯町では、観光産業が盛んであり、また、電気・ガス・水道業に従事している割合も高くなっている。

将来的には、少子・高齢化の加速により、生産年齢人口の減少が想定されるが、女性や高齢者の社会進出が進展することにより、総人口に占める就業人口の比率は、現状程度に止まるものと見込まれる。

さらに、今後、調和とたくましさのある福井型農業の確立、既存産業の高付加価値産業への変革、新たな産業立地環境の形成と企業誘致、魅力ある商業・サービス業の展開等の産業振興施策等を講じることにより、平成22年の就業人口は、136,700人と2,500人の増加を見込んでいる。

表Ⅱ-7 各産業の今後の動向

(単位:人)

		実績			•			描計
		昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成22年
立地	地域 計	129, 329	126, 504	128, 427	131, 691	134, 306	134, 184	136, 700
	第1次產業	36, 385	24, 275	19, 152 14, 405		10, 799	9, 986	7, 400
		(28. 1%)	(19. 2%)	(14. 9%)	(10. 9%)	(8.0%)	(7.4%)	(5. 4%)
<u> </u>	第2次産業	44, 002	` 48, 292	48, 417	53, 326	56, 424	51, 230	51, 600
		(34.0%)	(38. 2%)	(37. 7%)	(40.5%)	(42.0%)	(38. 2%)	(37. 7%)
i	第3次產業	48, 885	53, 776	60, 805	62, 497	67, 041	72, 913	77, 700
	<u> </u>	(37. 8%)	(42. 5%)	(47. 3%)	(47. 5%)	(49. 9%)	(54. 3%)	(56. 8%)
(参	考)		•					
褞	県 計	418, 863	409, 735	425, 313	433, 894	442, 319	451, 422	460, 000
	第1次産業	100, 585	66, 856	53, 303	41, 786	32, 472	29, 423	22, 000
		(24. 0%)	(16. 3%)	(12. 5%)	(9.6%)	(7. 3%)	(6. 5%)	(4. 8%)
	第2次産業	153, 622	158, 232	165, 600	173, 051	179, 090	172, 058	173, 000
		(36. 7%)	(38. 6%)	(38. 9%)	(39. 9%)	(40. 5%)	(38. 1%)	(37. 6%)
l								

出典:「国勢調査報告」

265, 000

(57. 6%)

249, 162

(55. 2%)

注)合計値には分類不明を含む。

164, 358

(39.2%)

183, 983

(44.9%)

第3次産業

将来推計は、福井県新長期構想「ふくい21世紀ビジョン」(平成9年3月)の推計をもとに、立地地域の 人口で按分して算出。

206, 068

(48.5%)

218, 703

(50.4%)

230, 089

(52.0%)

表Ⅱ-8 産業構造の推移

(単位:人)

	, <u>.</u> .	····	 	(単位 : 人						
		昭和6	0年			平成	7年			
	全就業人口	第1次産業	第2次産業	第3次產業	全就業人口	第1次産業	第2次產業	第3次産業		
敦賀市	34, 002	2, 178	13, 291	18, 521	35, 772	1, 379	11, 784	22, 583		
			(39. 1%)	(54. 5%)		(3.9%)	(32. 9%)	(63. 1%)		
武生市	37, 079	2, 908	17, 192	16, 973	39, 397	1, 937	18, 534	18, 915		
		(7. 8%)	(46. 4%)	(45. 8%)		(4. 9%)	(47.0%)	(48.0%)		
小浜市	17, 445 1, 745 (10. 0%)		6, 808	8, 863	8, 863 17, 694		6, 250	10, 265		
			(39.0%)	(50. 8%)		(6.6%)	(35. 3%)	(58.0%)		
池田町	2, 705 569		1, 291	844	2, 174	325	1,058	789		
	(21.0%)		(47. 7%)	(31. 2%)		(14. 9%)	(48. 7%)	(36. 3%)		
南条町	3, 035	415	1, 381	1, 239	3, 076	336	1, 339	1, 401		
	<u> </u>	(13. 7%)	(45. 5%)	(40. 8%)	!	(10.9%)	(43. 5%)	(45.5%)		
今庄町	3, 190	493	1, 360	1, 336	3, 058	366	1, 369	1, 323		
		(15. 5%)	(42. 6%)	(41. 9%)	i	(12.0%)	(44. 8%)	(43. 3%)		
河野村	1, 430	264	599	566	1, 307	166	532	609		
		(18. 5%)	(41.9%)	(39. 6%)	<u></u>	(12. 7%)	(40. 7%)	(46.6%)		
越前町	租 丁 4,036 831		1, 504	1, 697	3, 582	514	1, 475	1,591		
	(20.		(37. 3%)	(42.0%)		(14. 3%)	(41. 2%)	(44. 4%)		
三方町	5, 346	1, 071	1, 673	2, 602	5, 195	857	1, 616	2, 722		
		(20.0%)	(31. 3%)	(48. 7%)		(16.5%)	(31. 1%)	(52. 4%)		
美浜町	7, 159	1, 129	2, 086	3, 937	6, 637	. 882	1, 819	3, 935		
		(15. 8%)	(29. 1%)	(55.0%)		(13. 3%)	(27. 4%)	(59. 3%)		
上中町	4, 385	800	1, 763	1, 818	4, 219	503	1, 672	2, 042		
		(18. 2%)	(40. 2%)	(41.5%)	(11.9%)		(39. 6%)	(48. 4%)		
名田庄村	1, 662	180	793	689	1,692	234	691	767		
<u> </u>		(10. 8%)	(47. 7%)	(41.5%)		(13.8%)	(40.8%)	(45. 3%)		
高浜町	6, 383	1, 089	2, 248	3, 039	6, 413	867	1, 936	3, 606		
		(17. 1%)	(35. 2%)	(47. 6%)		(13.5%)	(30. 2%)	(56. 2%)		
大飯町	3, 834	787	1, 337	1, 706	3, 968	448	1, 155	2, 365		
		(20. 5%)	(34. 9%)	(44. 5%)		(11.3%)	(29. 1%)	(59. 6%)		
計	131, 691	14, 461	53, 331	63, 830	134, 184	9, 987	51, 235	72, 919		
		(11 <u>.0%</u>)	(40.5%)	(48 <u>. 5</u> %)		(7. 4%)	(38. 2%)	(54. 3%)		
市計	288, 901 21, 383		115, 571	151, 692	303, 979	15, 016	114, 950	173, 278		
		(7. 4%)	(40.0%)	(52. 5%)		(4.9%)	(37. 8%)	(57.0%)		
町村計			57, 480	67, 011			57, 108	75, 884		
		(14. 1%)	(39. 6%)	(46. 2%)		(9.8%)	(38, 7%)	(51. 5%)		
県 計	433, 894	41, 786	173, 051	218, 703	451, 422	29, 422	172, 058	249, 162		
		(9. 6%)	(39. 9%)	(50. 4%)		(6.5%)	(38, 1%)	(55. 2%)		

出典:「国勢調査報告」

③ 立地地域行財政の状況

i 行財政の現況と動向

発電所立地自治体では、原子力発電所立地に伴う電源立地促進対策交付金などの電源三法交付金および固定資産税など原子力発電所関連税収が、歳入総額の30%前後を占めている。財政力指数は、敦賀市、高浜町、大飯町がそれぞれ1.00を上回り、地方交付税の不交付団体となっており、また、美浜町においても県平均を上回る水準である。経常収支比率は、70%~80%が標準的な水準であるのに対し、敦賀市、高浜町、大飯町では50%~60%台であり、財政構造の弾力性が高い。

しかし、今後は原子力発電施設等に係る固定資産税の減少が見込まれること から、財政運営上の工夫が必要となっている。

表 II - 9 市町村別財政状況(平成10年)

	歳入総額	地方税	財政力指数	経常収支比率
	百万円	百万円		%
福井県			0. 50	
立地地域	144, 366	52, 376		
敦賀市	31, <u>625</u>	19, 054	1, 45	63. 4
武生市	29, 692	11, 337	0. 78	84. 2
小浜市	15, 400	3, 838	0. 46	93. 1
池田町	4, 783	263	0. 13	80. 7
南条町	4, 175	574	0. 25	87. 8
今庄町	5, 310	506	0. 20	85. 4
河野村	2, 646	168	0. 15	75. 4
越前町	5, 291	459	0. 22	82. 3
三方町	6, 373	817	0. 29	78. 7
美浜町	7, 300	3, 293	0. 75	74. 7
上中町	5, 154	813	0. 35	73. 3
名田庄村	3, 194	213	0. 15	89. 7
高浜町	12, 336	4, 227	1. 24	62. 2
大飯町	11, 087	6, 814	1. 96	56. 5

出典:「市町村別決算状況調」

表Ⅱ-10 財政状況の推移

	1 43- 7- 411-47					
J	歳入総額	(百万円)			
	昭和49年	昭和53年	昭和58年	昭和63年	平成5年	平成11年
敦賀市	6, 472	11,067	15, 498	20, 287	24, 413	31, 625
武生市	6, 311	11, 477	16, 142	17, 146	27, 091	29, 692
小浜市	3, 257	6, 313	8, 732	11, 249	15, 110	15, 400
池田町	797	1, 675	2, 322	2, 793	4, 994	4, 783
南条町	819	1, 283	1,630	2, 300	6, 257	4, 175
今庄町_	1,036	1, 694	2, 315	2, 977	5, 081	5, 310
河野村	572	1,069	1, 734	2, 006	2, 617	2, 646
越前町	825	1, 585	2, 883	2, 996	5, 514	5, 291
三方町	1, 216	2, 432	3, 564	4, 164	6, 088	6, 373
美浜町	2,598	3, 710	4, 458	6, 764	7, 229	7, 300
上中町	1, 162	2, 061	2, 920	3,603	4, 758	5, 154
名田庄村	734	1, 298	1, 983	2, 376	3, 105	3, 194
高浜町	1, 177	3, 811	4, 721	7, 687	9, 301	12, 336
大飯町	1,030	2, 436	4, 580	5, 689	17, 080	11, 087

	地方税(EEO\				
i		百万円)		, 		, ,
Ĺ	昭和49年	昭和53年	昭和58年	昭和63年	平成5年	平成11年
敦賀市	2, 336	3, 492	6, 514	13, 405	1 <u>4,</u> 355	19, 054
武生市	2,074	3, 335	5, 817	8, 367	9, 941	11, 337
小浜市	686	1, 184	2, 172	2, 967	3, 635	3, 838
池田町	54	117	194	236	272	263
南条町	70	158	271	379	478	574
今庄町	110	182	288	380	438	506
河野村	31	64	110	132	188	168
越前町	91	194	292	375	483	459
三方町	134	280	484	<u>6</u> 81	842	817
美浜町	701	1, 735	1,726	2, 076	2, 099	3, 293
上中町	120	224	397	<u>5</u> 54	677	813
名田庄村	39	78	117	156	195	213
高浜町	257	1,571	1, 940	3, 999	4, 401	4, 227
大飯町	102	412	2, 580	2, 645	6, 890	6, 814

	財政力指	数				
	昭和49年	昭和53年	昭和58年	昭和63年	平成5年	平成11年
敦賀市	0.80	0.76	0. 87	1.09	1.10	1.45
武生市	0.59	0. 67	0.71	0.86	0. 74	0. 78
小浜市	0, 36	0, 38	0. 47	0.50	0. 44	0.46
池田町	0.12	0.14	0.16	0.16	0.13	0.13
南条町_	0. 19	0. 25	0. 28	0.31	0. 25	0. 25
今庄町	0. 20	0. 22	0. 23	0. 24	0. 19	0. 20
河野村	0.10	0. 15	0.14	0.14	0. 13	0. 15
越前町	0.16	0. 21	0. 21	0. 22	0. 19	0. 22
三方町	0.19	0. 25	0. 27	0.31	0. 29	0, 29
美浜町	0.62	1. 10	0. 91	0.91	0. 55	0.75
上中町	0, 23	0. 28	0. 32	0.36	0. 32	0.35
名田庄村	0.11	0. 12	0.14	0.15	0.14	0. 15
高浜町	0.36	1.64	1.05	1.93	1. 45	1.24
大飯町	0. 20	0. 41	2.01	1.56	1. 62	1.96

	経常収支	比率(%)			\
	昭和49年	昭和53年	昭和58年	昭和63年	平成5年	平成11年
敦賀市	77.9	80. 5	73. 2	53.7	69. 5	63. 4
武生市	71. 2	75. 1	77.8	75. 6	78. 1	84. 2
小浜市	77. 8	78. 0	82. 4	78. 8	82. 1	93. 1
池田町	85. 2	65.8	71.6	76.3	72. 1	80. 7
南条町	72. 9	75. 9	72. 7	70. 2	74. 8	87. 8
今庄町	80.0	65. 4	75. 7	72, 6	63.9	85.4
河野村	77.4	68.8	75. 5	77.3	67.8	75. 4
越前町	72. 5	66.0	62. 3	67. 5	64.8	82. 3
三方町	73. 1	75.4	83. 9	76. 2	73. 7	78. 7
美浜町	75. 6	63.0	75.0	73.8	75.0	74. 7
上中町	85. 8	80.8	79. 1	69. 9	67.5	73.3
名田庄村	66.7	67.9	77. 8	77.6	74.4	89. 7
高浜町	61.5	39.8	44. 3	30, 7	<u>5</u> 1. 4	62. 2
大飯町	85. 3	79. 4	38. 8	45. 7	30. 4	56.5

出典:「市町村別決算状況調」

ii 施設整備水準の現況と動向

立地地域では、これまで原子力発電所立地に伴う税収や電源三法交付金の充当などにより、各種の社会基盤が整備されてきた。この結果、相対的に県平均の水準に対してコミュニティー関係施設、公民館数などの教育文化施設の整備水準は高くなっている。しかし市町村道、農道などの整備水準や、医療施設数、し尿衛生処理率などの整備水準は県平均を下回っている。

このため、今後、自然環境の保全に配慮しつつ、立地地域の自立的発展や地域住民の生活の高質化につながる社会基盤整備を促進するとともに、地域連携の下での既存施設の相互利用や有効利用を図っていく必要がある。

	表Ⅱ-1	1 施部	及整備も	犬沢の孔	王移 .		
		平成:	年度	平成1	1年度	増加	率(%)
		県	立地地域	県	立地地域	県	立地地域
市町村道	改良率	60.5%	46.2%	67.4%	54.6%	11.4	18.2
	舗装率	83.3%	72,9%	88.0%	79.5%	5.6	9.1
耕地1haあた	りの農道延長m	76.7	62.6	71.4	59,6	▲ 6.9	▲ 4.8
林野Ihaあた	りの林道延長 m	16.3	16.5	19.6	19,2	20.2	16.4
保育所施設	充足率	107.6%	106.4%	99.9%	98.9%	▲ 7.2	▲ 7.0
幼児収容率		132.2%	119.4%	148.4%	137.3%	12.3	15.0
医療施設(抗	病院・診療所)数	95.9	90.7	105.0	92.2	9.5	1.7
	上段:人口10万人あたりの数 下段:実数	790	228	870	230	10.1	0.9
ごみ処理実	み処理実施率		100.0%	100,0%	100,0%	0.0	0.0
し尿衛生処理	理率	95.9%	94,3%	99.1%	99,4%	3.3	5.4
小学校 危	美校舎面積比率	0,1%	0.0%	0.7%	1.2%	600.0	-
中学校 危險	食校舎面積比率	0,5%	1.2%	0,0%	0.0%	▲ 100.0	▲ 100,0
水道普及率		93.1%	90.3%	95.3%	95.6%	2.4	5.9
公民館数	上段:人口10万人あたりの数	27,2	34.2	26.2	36.1	▲ 3.7	5.6
	下段:実数	224	86	217	90	▲ 3,1	4.7
	児童館数	16.2	22.2	23.6	22.1	45.7	▲ 0.5
コミュニティ	上段:5~9歳人口1万人あたりの数 下段:実数	. 84	35	100	29	19.0	▲ 17.1
	老人福祉センター	1.5	0.3	1.1	0.6	▲ 26.7	100.0
関係施設	上段:老年人口1万人あたりの数 下段:実数	18	1	18	3	0.0	200.0
12-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-	集会施設等	19.5	24.5	20.6	28.1	5,6	14.7
	上段:人口1万人あたりの数 下段:実数	1,603	615	1,706	700	6.4	13.8
						b . [=1=10+1+1	5 1 5 C 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5

表Ⅱ-11 施設整備状況の推移

出典:「市町村財政要覧」

注)人口、5~9歳人口および老年人口は「福井県統計年鑑」および「第17回平成12年国勢調査確報 (第一次基本集計結果)」の数値を使用した。

表Ⅱ-12 平成11年度施設整備状況

					衣山	-12	₩.R	% П— Т	及 他	文金 //	前人次		_		_				
		県計	都市部	村部	立地地域	敦賀市	武 生 市	小浜市	池 田 町	南 条 町	今 庄 町	河野村	越前町	三 方 町	美 浜 町	上中町	名田庄村	高浜町	大飯町
市町村道	改良率	67.4%	70.4%	63.4%	54.6%	64.0%	71.0%	37.7%	53.9%	37.3%	69.5%	39,3%	25.2%	13,4%	65,4%	57.4%	54.3%	47.3%	72.6%
H12,4,1	舗装革	88.0%	90.1%	85.2%	79.5%	93.7%	82.4%	78.7%	77.7%	86,8%	75.2%	44.9%	43.6%	59.9%	87.8%	62.6%	99.9%	79.0%	94.3%
耕地1haあた H12.3,31	りの農道延長m	71.4	72.2	70.7	59.6	98.4	62.7	36.7	71.5	20.7	100.4	123.9	54.4	51.8	72.6	7.8	107.1	65.6	59.6
林野1haあた H12.3,31	りの林道延長	19.6	17.9	20.9	19.2	14.2	27.0	14.5	37.1	31.2	26.7	22.7	20.6	14.1	10.6	16.8	15.2	19.9	23.7
保育所施設 H11.10.1		99.9%	103.1%	95.3%	98.9%	110,0%	91.6%	121.8%	89.3%	77.2%	95.7%	123.7%	100,0%	78.5%	86.8%	82,0%	98.2%	121.5%	91.8%
幼児収容率 H12,5,1		148,4%	145.4%	154.3%	137.3%	125,2%	152.8%	111,9%	232.6%	164,8%	228.6%	190.5%	122,1%	142.6%	207.1%	82,0%	122,2%	122.3%	128,7%
医療施設(病 H12.3.31	病院・診療所)数 上段:人口10万人あたりの数 下段:実数	105.0 870	124.4 696	64.6 174	92.2 230	127.7 87	81.3 60	108.1 36	106.4 4	68.6 4	97.4 5	44.3 1	65.4 4	65.5 <i>6</i>	68.8 <i>8</i>	24.5 2	33.9 1	49.5 <i>6</i>	85.3 6
ごみ処理実 H12.3.31	—————————————————————————————————————	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%	100.0%	100.0%	100,0%	100.0%	100,0%	100.0%
し尿衛生処理 H12.3.31		99.1%	99.4%	98.5%	99.4%	99.9%	99.9%	99.6%	99.9%	99.2%	94.6%	100.0%	99.2%	99.7%	98.6%	98,3%	98.8%	97.2%	97.0%
		0.7%	0.5%	0.7%	1.2%	0.5%	1.2%	0,0%	10,0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1,7%	0.0%
中学校 危险 H12.5.1	食校舎面積比率	0.0%	0,0%	0,0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0,0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
水道普及率 H12.3.31		95.3%	87.9%	97.1%	95.6%	95.7%	100.0%	93.9%	85.5%	96,4%	92.2%	90.1%	98.5%	99.6%	98.3%	94.2%	96.6%	100.4%	96.4%
公民館数 H12.3.31	上役:人口10万人あたりの教 下段:実数	26.2 217	19.7 110	39.7 107	36.1 90	14.7 10	19.0 14	39.0 13	79.8 3	17.1 1	136,3 7	88.7 2	16.4 1	10,9 1	77.4 9	73.6 <i>6</i>	440.5 13	57.8 7	42.7 3
	児童館数 上段:5~9歳人口1万人あたりの数 下段:実数	23.6 100	20.3 57	30,0 43	22.1 29	14.3 5	12.8 5	33.9 6	0.0 0	31,3 1	37.6 1	0.0 <i>0</i>	36.0 1	19.9 1	35.2 2	96.9 5	71.9 1	14.3 1	0.0 <i>0</i>
関係施設	H12.3.31 老人福祉センター 上段:老年人ロバラ人あたりの数 下段:突動 H11,10.1	1.1	0.3 3	2.5 15	0.6	1.0 1	0.0 <i>0</i>	0.0 0	7.7 1	0.0 0	0.0 0	16.3 1	0.0	0.0	0.0	0.0 <i>0</i>	0,0 0	0.0 <i>0</i>	0.0 <i>0</i>
PU NI NI NI	集会施設等 上投:人口ガ人あたりの数 下段:実数 H12.3.31	20.6 1,706	13.6 761	35.1 945	28.1 700	16.0 109	5.7 42	9.0 30	77.1 29	60,0 35	161.7 83	261,6 59	98.2 60	60.0 55	28.4 33	60.1 49	159.3 47	23.9 29	56.9 40
	nız.ə.s		:		ــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	:					 -		<u>. </u>	<u>. </u>	<u>- </u>			Br 4:1 9-4	<u>:</u>

出典:「市町村財政要覧」

注)人口、5~9歳人口および老年人口は「福井県統計年鑑」および「第17回平成12年国勢調査確報(第一次基本集計結果)」の数値を使用した。

(2) 問題点の整理

① 交通施設および通信施設の整備

(基幹的な道路、鉄道、港湾等の交通施設)

道路、鉄道などの交通基盤は地域内相互の交流を促進するだけでなく、他地域や大都市圏との人、物、情報の交流ルートでもあり、活力ある開かれた地域の形成を図るためには、最も重要な社会基盤である。しかし、立地地域では、高速交通体系の整備をはじめとした広域交通網の整備が遅れており、当該地域の最重要課題となっている。

このため、基幹的な交通基盤の整備促進を図り、関西圏や中京圏へのアクセスを向上させるとともに、地域内相互の円滑な移動を可能とする必要がある。

また、敦賀市は古くから対岸諸国と関西圏との中継基地として重要な役割を 果たしてきた。近年、国際化の進展により、ロシア、中国など環日本海諸国と の交流が盛んに行われるようになっており、敦賀港には国際交流拠点としての 機能が求められている。

このため、立地地域は敦賀港立地の優位性を生かし、貿易拠点機能の充実と ウォーターフロントを核とした国際交流拠点の形成に向けた社会基盤の整備促 進が必要である。

さらに、当該地域には関西圏・中京圏との近接性や高速道路、鉄道、港湾の 結節点という地理的優位性があることから、港湾機能の強化と併せて、物流機 能の整備充実により飛躍的な発展が期待できる。

このため、当該地域でのコンテナネットワークの展開などによる海上輸送ルートの拡充や港湾貨物処理機能などの強化と併せて、物流基盤の整備を進め、 物流拠点地域の形成を図る必要がある。

(交通確保・安全)

交通の確保・安全対策上重要な立地地域の国道、県道、市町村道は依然として未改良区間が多い状況にある。特に交通量が増大する夏季の海水浴シーズンにおける生活道路、幹線道路の渋滞解消や冬季における円滑な交通の確保に対する要望が高まっている。

また、近年は人々の道路に対する要望もバリアフリーや景観に配慮した安全とゆとりやうるおいの感じられる道路へと高度なものになってきている。これらの道路は、通勤・通学、産業活動等住民の日常生活に不可欠であり、交通安全意識の高揚策とともに積極的に整備を進める必要がある。

さらに、道路の整備と併せ、路線バスのサービス向上とバス路線の維持確保、 バス交通網の整備は地域住民にとって必要不可欠な交通手段となっていること から、住民の足を確保するため、適切かつ十分な対応を講ずる必要がある。

(情報·通信網)

立地地域の新しい魅力と活力を創造するため、地域特性・課題を踏まえ、住民生活の向上を目指した重点的・戦略的な地域情報化が不可欠となっている。 当該地域はCATVの普及率は高いが、住民ニーズに対応した各種情報の提供のため、高度情報通信の基盤づくりを推進することが課題となる。

さらに、保健、医療、教育、産業と各分野における高度情報化を進め、住民生活の利便性の向上や地域産業の活性化を図るため、医療情報、防災情報、生涯学習情報、産業情報、行政サービス等各種の情報システムの整備を推進することが課題となる。また、高度情報通信社会を担う人材の育成に努めるとともに、産・学・官が一体となって高度情報化を推進するための体制の整備、さらにインターネット利用環境の整備等、総合的・多面的な取り組みも課題となる。

② 農林水産業、商工業その他の産業の振興

(農業)

農業を取り巻く環境がますます厳しさを増す中で、農業の持続的発展を図るためには、今後とも稲作を基幹としながら水田を最大限に活かし、地域の特色ある高付加価値・高収益性品目の育成を推進することが必要となっている。また地域の実態に応じた生産基盤整備の推進、消費者ニーズを的確にとらえた特産品の開発、安全で新鮮な農作物を迅速に流通できる体制の整備や情報化への対応等が課題となっている。

さらに、快適な農村社会の創造のため、定住基盤条件である生活基盤の整備を進めるとともに、自然環境の保全と良好な景観形成に向け、グリーンツーリズムの推進を図ることも重要となっている。若者にとって魅力ある農業経営を展開できる環境づくりを進め、意欲を持って取り組む多様な担い手を確保・育成することが課題となる。

(林業)

立地地域の林業は、小規模の農家林家が多くを占め、木材価格の長期にわたる低迷等による採算性の悪化などから、森林所有者の林業への意欲は低下し、

手入れされない森林が増加する傾向にあり、適正な森林整備の推進や後継者対 策が重要な課題となっている。

一方で、森林は、木材等の林産物を供給するほか、県土の保全、水源かん養、 二酸化炭素の吸収源として地球環境に貢献するなど公益的機能を有しており、 県民の生活に様々な恵みをもたらしてくれるという認識が高まっている。

このような状況を踏まえ、今後は、当該地域の森林資源の実情に応じた森林の持つ多面的な機能の持続的な発揮を確保する観点から、重視すべき機能に応じた森林の適正な整備を推進するとともに、森林組合等による施業・経営受託、消費者ニーズに応じた山菜やきのこ類などの特用林産物の振興や県産材の利用促進、間伐材の利活用、品質・性能の確かな木材の安定供給体制整備を促進し、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図っていくことが必要となっている。

(水産業)

立地地域は魚の豊富な魚類の宝庫と言われ、古くより漁業が栄えてきた。しかし、漁獲量の減少や魚価の低迷、漁業就業者の高齢化など、水産業を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。今後、資源管理型漁業の推進による重要魚種の資源管理と適切な利用、人工魚礁、海底耕うん、藻場の造成や特産魚種の種苗生産と量産技術の開発が求められている。

漁港整備については、水産物の生産性の向上と物流の効率化や漁船の安全性 確保が強く求められている。

また、水産加工品の開発・研究、ならびに加工施設の整備を進めるほか、豊かで魅力あるブルーツーリズムの場としての環境整備も課題となっている。

一方、内水面漁業については、河川等の環境や生態系の保全を図りながら、 内水面漁業の維持増大と振興を推進することが課題となっている。

(地場産業)

立地地域には繊維産業をはじめとして、越前打刃物、若狭塗などの伝統工芸産業、昆布加工業などの地場産業が存在する。しかし、消費者のライフスタイルの変化に伴い、生活必要品としての量的消費の低迷や、後継者不足などの課題を抱えている。これらに対応するため、それぞれの産業に蓄積された技術、ノウハウを積極的に活用するための異業種間交流の促進や機能性、デザイン性にすぐれた付加価値の高い製品開発が急務となっている。

また、新技術、新素材の開発のため、産学官の連携強化や人材の育成強化を図るとともに、市場ニーズに的確に対応するための生産、流通体制の整備や販

路の拡大を促進し、見本市や物産展の開催、ITを活用した積極的な情報発信 による立地地域のブランドの確立が求められている。

地域経済を支える地場産業は生産・流通等の分野における基礎として地域経済の発展に大きな役割を果たす。また 21 世紀を迎え、我が国経済が一層成熟化する中、当該地域の経済の牽引役としての地場産業の役割はますます重要となってきている。

(企業誘致)

立地地域の発展のためには、地域産業に活力を与え、魅力ある就業の場を確保し、若者が定住できる地域づくりを推進する必要があり、今後とも積極的な企業誘致への取り組みが求められている。このため、分譲中の若狭中核工業団地や市町村の工業団地への優良企業の早期誘致が図られるよう、各種優遇制度の整備や労働力の確保対策等、企業立地の支援策の充実を図る必要がある。

また、企業立地の受け皿となる産業団地の整備や、工業用水道や交通アクセス等の産業基盤および住宅地の整備等の充実を積極的に図ることが求められている。

(起業)

立地地域には、原子力発電所の立地により、エネルギー関連技術やこれを支 える人材の集積があるほか、若狭湾エネルギー研究センターをはじめ、各種公 設試験研究機関が設置されている。

さらに、電気機械などのハイテク産業とともに、繊維など特色ある地場産業、 越前打刃物や若狭塗など伝統工芸品産業が数多く立地し、県内有数の工業都市 圏を形成している。

こうした産業が、これまで蓄積してきた技術、ノウハウ、地域資源など、当該地域が有する特性や優位性を最大限に活かしながら効率的、効果的に新産業の創造を図っていく必要がある。

また、起業家の育成、創造的研究開発の支援、資金供給の円滑化などベンチャー企業が育ちやすい環境づくり、社会的風土づくりが必要となり、こうした新規創業気運を醸成していくことも望まれる。さらに、先端的な研究開発、技術を当該地域企業に波及・移転することができる企業等の立地を積極的に促進することも重要となる。

(商業)

商業の振興は、地域住民の生活を支える基盤を形成することから、地域住民

のライフスタイルや人口構造等の実態を見据え、住民ニーズに対応した商業の 育成が求められる。

今後、特に高齢社会の進展や生活者の価値観・ライフスタイルの多様化、個性化の進展といった変化に対応した、多様な商業・サービス業の育成を進めていく必要がある。

また、都市計画事業の導入や市街地再開発事業の手法を取り入れ、総合的なまちづくりを意識し、既存の商店街や郊外大型商業施設、沿道型商業施設等、さまざまな商業施設がそれぞれの特色や役割を担い、共存しながら魅力ある商業ゾーンの形成とネットワークづくり、さらに地域におけるリーダーとなる意欲ある商業者を育成し、時代のニーズに即した商業を図る必要がある。

③ 生活環境の整備

(簡易水道・下水処理施設等)

地域住民の生活様式は、高度化、多様化するとともに、心を豊かにする快適な生活環境を求める方向に進んでおり、住んで心がやすらぐ環境づくりに向けた取り組みが必要となってきている。

特に、上水道、下水道施設等の整備が課題となる。上水道整備においては定住化の促進や産業の振興、さらには日常生活様式の変化に伴い、水需要はますます増加することが予想され、これに対応する多目的ダム建設による安定した水源の開発、確保と上水道の完全普及を目指した施設の計画整備を図っていく必要がある。

また、都市化と産業の進展によって生活排水や工場廃水の増加が予想されることから、公共用水域の保全を図るために、下水道の早急な整備が必要であり、 農山漁村部においても農業集落排水施設、漁業集落排水施設などの整備による 水環境の向上が求められている。

一方、生活様式の高度化、多様化等によりゴミの排出量の増加が予想される。 今後、処理施設の整備、処理システムの開発が必要であり、計画的な推進が望まれる。

さらに、し尿については、下水道整備が進展していることから全体的な減少 傾向にあるが、今後ともし尿処理業務量の減少、施設の老朽化などに伴う対応 が課題となる。

また、環境美化を推進するため、環境美化運動の推進を通して住民意識の啓 発に努めるとともに、圏域外からの交流者にも美化運動への理解と協力を求め ることが重要となる。

(廃棄物処理)

今後、生活様式の高度・多様化等、さらには産業活動の活性化などはごみ、 産業廃棄物の排出量の一層の増加・多種類化する社会環境にある。このような 状況に対応するために、処理施設の整備、処理システムの開発とともに最終処 分場の長期的、計画的な確保に努める必要がある。また、産業廃棄物の適正処 理に対する監視指導を強化する必要もある。

さらに、地域住民一人一人が広域的な問題に対して理解を深め、その必要性 についての意識を高めるための学校教育や生涯学習活動を通じて積極的に広報 啓発を推進していくことが大切となる。

④ 高齢者の福祉その他の福祉の増進

(高齢者福祉)

高齢化の進展は、寝たきりや痴呆など介護を要する高齢者の増加を生み、家族の介護機能の変化等と相まって、高齢者介護の問題をより深刻化させる一因となっている。こうしたことから、今後ますます増大する高齢者の介護ニーズに的確に対応するとともに、長寿を真に喜ぶことができるための健康と生きがいづくりが必要である。

(児童福祉)

近年、出生率の低下、核家族化や都市化が進展し、女性の社会進出が増大するなど、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化している。

とりわけ少子化の進行は、子ども同士のふれあいの機会が少なくなり、自主性や社会性が育ちにくくなるといった子ども自身への影響をはじめ、経済や地域社会の活力の低下など様々な影響が懸念されている。

こうした現状を踏まえ、子どもが健やかに生まれ育つことができる社会の実現に向けて、総合的、計画的に子育て支援のための環境整備を推進していく必要がある。

(医療)

高齢化の進展に伴う疾病構造の変化や医療ニーズの多様化などに対応できる 医療提供体制の整備が求められている。 また、患者の病態にふさわしい良質な医療を的確に提供するために、医療機 関相互の機能分化を明確にし、体系的な医療提供体制の確立を図ることが重要 である。

さらに、高齢者の増加に伴い、在宅医療の充実を図るため、保健・医療・福祉の連携を強化することも必要である。

⑤ 防災および国土の保全に係る施設の整備

災害に対して生活の安全を確保することは、人々が生きていくうえで必要不可欠なものである。また、各地で相次いで発生している災害により、立地地域の住民の防災面の意識も高まっている。

今後、災害に強いまちづくりの推進、災害即応体制の強化、防災コミュニティーの形成などが大きな課題となる。

また、立地地域は我が国原子力発電の先駆的役割を果たしてきている。しかしながら、近年の相次ぐ事故の発生は、これまで以上に安全性確保のための一層の努力と地域住民の不安をなくすことが求められている。今後、安全対策の強化、避難道路、避難施設、情報伝達システムなど防災体制の早期整備が強く求められる。

(消防・救急)

今日、市街地の拡大とともに、高齢単身世帯の増加や新建材の多用等により、 火災の潜在的な危険性が増大し、また、火災の形態も多様化するなど、消防の 役割はますます重要となっている。

一方、救急車出動回数は年々増加傾向にある。今後、人口の高齢化に伴い、 救急医療に対する需要の増加が予想され、特に山間集落地の高齢者家庭および 出動体制の充実が求められる。

また、都市化の進展や疾病構造の変化等に対する救急医療や、緊急災害時の対応をさらに強化していく必要がある。

(治山・治水)

災害に対し、生活の安全を確保することは、人々が生きていく上で必要不可 欠なものである。

特に、都市化の進展に伴い、都市部への人口の集中や危険区域への居住が拡大するなど、災害に対する危険度が高まっている。

阪神・淡路大震災をはじめ、火山の噴火災害や洪水被害等が各地で相次いで発生していることから、当該地域においても住民の防災に対する関心は高まっており、各市町村において防災訓練を実施する等、防災意識の高揚を図っている。今後も被害を最小限にとどめる「減災対策」としての危機管理の体制づくりとともに、自主防災組織等の充実強化、住民参加による定期的防災訓練、防災思想の普及徹底、また、治山・治水事業の推進、ライフラインの耐震化等、ハード・ソフト両面にわたる防災対策の充実を図る必要がある。特に災害弱者である高齢者の増加に対応するため、より多様で多面的な予防・復旧対策の充実が求められている。

(原子力地域防災)

本県の原子力行政は、第一に安全が確保されること、第二に地域住民の理解 と同意が得られること、第三に地域に恒久的福祉がもたらされることの3原則 を基本に取り組んでいる。今後ともこうした趣旨を十分踏まえながら、必要な 施策を強力に展開することとしている。

しかし、近年、臨界事故やもんじゅのナトリウム漏洩事故、敦賀1号機の一次冷却水の漏洩事故が発生しており、安全性確保のためのより一層の努力と地域住民の不安をなくすことが求められている。

今後、安全対策の強化、恒久的な地域振興対策の着実な強化とともに、原子力防災体制の向上のため、原子力災害対策特別措置法の実効的な運用、また、地域の防災体制整備として、避難道路、避難施設、住民への情報伝達システムの早期整備が強く求められる。

⑥ 教育および科学技術の振興

(公立小中学校教育施設)

学校は、児童・生徒の学習、生活の場として、また、災害が発生した場合には、地域住民が避難できる施設として、より高い安全性が求められる。

このため、建築後相当の年数が経過し、老朽化が進んでいる校舎などについては、耐久性の確保を図るための改修工事が必要である。

また、耐震性能の劣る校舎などについては、順次補強工事を実施する必要がある。

(集会施設、体育施設、社会教育施設等)

地域の住民がボランティア活動や伝統行事などを行う中で、子どもたちが社 会のルールなどを学ぶことは重要である。

また、より多くの人が、生涯を通じてスポーツ、文化、趣味、レクリェーション、ボランティアなどの学習活動を行うことができるよう、学習機会の充実を図ることが重要である。

これらの活動の場として、集会施設、体育施設、社会教育施設等の活用が大切であり、地域の実情に応じて整備する必要がある。

(科学技術)

立地地域においては、若狭湾エネルギー研究センターの他、試験研究機関として、水産試験場、栽培漁業センター、園芸試験場等が設置されている。さらに、県立大海洋生物資源学部が設置されており、今後、海洋生物資源臨海研究センター(仮称)の整備も予定されている。

このような科学技術創出基盤の一層の整備・強化のもとで、核となる独創的な科学技術、地域の特色を活かした産業技術の開発が重要である。特に、当該地域ではエネルギー関連技術の研究を活用した産業集積圏の形成を目指しており、エネルギー研究センター、県立大学を中核に、県内はもとより、国内外の高等教育機関や民間を含めた研究機関が連携して共同研究の推進やネットワークの構築を図り、地域産業との交流を積極的に進める必要がある。

また、原子力の高いレベルの技術や関連特許を活かした、地域産業の支援、 振興が課題となっている。

2. 立地地域の振興の基本的方針

(1) 当該立地地域の地域振興の基本方針

立地地域の各市町村および広域行政圏の現行の総合計画における地域振興方針は次のとおりである。

一 敦 賀 市 一

[総合計画書の名称] 第5次敦賀市総合計画

[計 画 期 間] 平成9年度~平成22年度

[将来像・テーマ]「世界とふれあう港まち 魅力あふれる交流都市 敦賀」

[基本 方針] 環日本海時代の到来や日本海国土軸の形成による広域的な拠点性のある敦賀市は、京阪神大都市圏および中部大都市圏から環日本海地域への交通の結節点として、周辺市町村との連携を深め活力と魅力あるまちを目指す。

一武生市一

[総合計画書の名称] 第四次武生市総合計画

[計 画 期 間] 平成 13 年度~平成 22 年度

[将来像・テーマ]「輝かしい伝統にはぐくまれ 夢と誇りがもてる 水と緑豊かな丹南の 中核都市」

[基本方針] 21 世紀においてさらに発展し、飛躍していくためにロマンあふれる歴史と文化を活かしながら、市民一人ひとりが郷土に誇りと愛着をもち、環境と調和した産業の発展と緑豊かな文化都市を目指す。

一小浜市一

[総合計画書の名称] 第4次小浜市総合計画

[計 画 期 間] 平成13年度~平成22年度

[将来像・テーマ]「心やすらぐ美食の郷 御食国若狭おばま」

[基本方針]「少子化」「高齢化」「人口減少」「産業の衰退」という相互の関係の深い4つの現象への対応が課題であり、住・生活環境(基盤)整備をすすめ、快適で住みよい環境づくり努めていき、関西圏との連携を強化するため、南北軸構想を推進する。さらに鉄道新線による通勤増や積極的な企業誘致活動の実施による就業機会の創造を図るなど、上記4つの課題の解決に努める。

[その他の計画]第五期山村振興計画(平成12年度策定) (内外海村、遠敷村、松永村、口名田村、中名田村、加斗村、宮川村)

— 池 田 町 —

[総合計画書の名称] 第3次池田町総合振興計画・後期基本計画・1997

[計 画 期 間] 平成9年度~平成12年度(後期計画のみの期間)

[将来像・テーマ]「田楽アートビレッジ池田」~いきいきふるさと 21 世紀への架け橋~

[基本方針] ふるさと池田の貴重な地域資源の活用と人材のネットワーク化を図り、 住民とともに政策の共同作品化を目指しながら、池田の価値を高める 地域づくりを推進する。

[その他の計画] 第五期山村振興計画 (平成11年度策定)

(上池田村、下池田村)

過疎地域自立促進計画 (平成 12 年~ 16 年)

一 南 条 町 一

[総合計画書の名称] 第4次南条町総合発展計画

[計 画 期 間] 平成7年度~平成16年度

[将来像・テーマ]「人かがやき、花さきみだれる、安らぎの郷・南条」

[基本方針] 特色ある自然を活かしながら、人と自然の調和する「郊外型高感度生活圏の創造」を目指し、固有の歴史・文化・自然・景観などを継承しつつ、新旧住民の融和・協力による、新たな町づくりの展開を目指す。

[その他の計画]新山村振興計画(平成10年度策定)

(南杣山村)

一 今 庄 町 一

[総合計画書の名称] 第四次今庄町総合振興計画

[計 画 期 間] 平成9年度~平成18年度

[将来像・テーマ]「夢ふくらむ"新起源"交流のまち 今庄」

[基本方針] 豊富な地域資源と固有の文化を活かし、夢と魅力と活力に満ちたまちづくりを進めることにより、町民一人ひとりが自身と誇りをもちつつ豊かに暮らし、満足感あふれる故郷の実現を目指す。

[その他の計画]新山村振興計画(平成6年度策定)

(湯尾、鹿蒜、宅良、堺)

過疎地域自立促進計画 (平成 12 年~ 16 年)

— 河 野 村 —

[総合計画書の名称] 河野村 21 世紀への航路 出航讃歌新版 河野村総合計画

[計 画 期 間] 平成 10 年度~平成 22 年度

[将来像・テーマ]「海に咲く花 河野共和国」

[基本 方 針] 海や森林地帯の特徴的な資源を生かし、若者層の流出を防ぐ基盤整備、 農林漁業における保健休養場の創出・農山漁村文化の維持等の多元的 機能の見直し、さらに周辺都市部との交流を踏まえた村づくりを目指 す。

[その他の計画]新山村振興計画(平成7年度策定)

(河野村)

過疎地域自立促進計画 (平成 12 年~ 16 年)

— 越前町—

[総合計画書の名称] 第二次越前町総合開発計画

[計 画 期 間] 平成7年度~平成16年度

[将来像・テーマ]「海の文化アメニティづくり」

[基本方針] 住民意識調査の結果等を踏まえ、恵まれた自然と歴史など「地域個性を生かした住居性の高い越前町」を実現することにより、交流人口の拡大と若者の定着促進を目指す。

[その他の計画] 過疎地域自立促進計画(平成12年~16年)

一 三 方 町 一

[総合計画書の名称] 第3次三方町総合計画

[計 画 期 間] 平成13年度~平成22年度

[将来像・テーマ]「輝く自然の中で生きいき笑顔が見えるまち」〜循環と共生の心で人と 湖をはぐくむ〜

[基本 方針] 21世紀を迎えまちの宝である、縄文文化や三方五湖などの歴史や自然を大切に守り継ぐために「子どもたちに美しい自然を残すまち」「地域を支える人が育つまち」「安心して快適に暮らすまち」「みかたの風土を産業に生かすまち」を基本方針に、まちづくりを支える住民と役場が連携しながら、みんなが生きいきと輝く笑顔で生活するまちを目指す。

一 美 浜 町 一

[総合計画書の名称] 第三次美浜町総合振興計画

[計 画 期 間] 平成8年度~平成17年度

[将来像・テーマ]「自然と共生するやすらぎのまち」

[基本 方針]かけがえのない豊かな自然を町の誇りとして、自然と調和し、自然を生かし、自然と共に生きるまちづくりによって、町の価値を発見しながら安心して暮らせる環境を整え、地域社会に共に生きる助け合いの心を育み、住みよさの背景として安らぎのある生活都市の実現を目指す。

[その他の計画]新山村振興計画(平成7年度策定)

(耳村、山東村)

— 上 中 町 —

[総合計画書の名称] 第三次上中町総合開発計画<後期計画>

[計 画 期 間] 平成12年度~平成16年度(後期計画のみの期間)

[将来像・テーマ]「活き活きとした共生田園のまち かみなか!

[基本方針] 緑とせせらぎに囲まれ、歴史と伝統を感じさせる環境を育み、多様な 人々が共感する交響広場の創造を通じて、心豊かで活き活きとした共 生田園の町を目指す。

[その他の計画]新山村振興計画(平成8年度策定) (熊川村)

一 名 田 庄 村 一

[総合計画書の名称] 名田庄村総合計画

[計 画 期 間] 平成7年度~平成16年度

[将来像・テーマ]「活力とぬくもりがある森と文化のふるさと」

[基本方針] 丹波山地等、恵まれた自然の中で生き生きとすごすとともに、古くからの伝統や文化を守りつつ、豊かな生活をすごすための人づくり、文化づくり、生活環境づくり、既存産業の振興と新たな産業づくりの実現を目指す。

[その他の計画]第五期山村振興計画(平成12年度策定)

(奥名田村、知三村)

過疎地域自立促進計画(平成 12 年~ 16 年)

-- 高 浜 町 --

[総合計画書の名称] 高浜町振興計画 (仮称)

[計 画 期 間] 平成 13 年度~平成 22 年度

[将来像・テーマ]「海浜活生タウンたかはま」

[基本方針] 若者から高齢者まで町で暮らす全ての人が、豊かな自然と文化に抱かれつつ、産業・生活・余暇など様々なところで生きがいを見出せるまちとして、また、そのようなまちづくりを住民主導で進め、広く内外との交流を活発におこなうことで、まち全体の魅力的な活性化の実現を目指す。

__ 大飯町 —

[総合計画書の名称] 大飯町新総合計画

[計 画 期 間] 平成5年度~平成17年度

[将来像・テーマ]「もてなしの心と誇りある暮らしのまち」

[基本方針]豊かさとは何かを問題意識に持ちながら、歴史や自然環境などを大事にし、それを今に生かし、そして都市的なはつらつさを暮らしの中に展開することの実現を目指す。

[その他の計画]新山村振興計画(平成9年度策定)

(佐分利村、大島村)

-- 嶺南地区 --

[総合計画書の名称] 第四次嶺南地区広域市町村圏計画

[計 画 期 間] 平成13年~平成22年

[将来像・テーマ]「自然の中で、交流とやすらぎと躍動感あふれる若狭路」

[基本方針]経済の成熟化と並行して、人々の価値観も多様化し、心の豊かさや自然とのふれあいを重視する方向に変化してきている。当圏域のもつ水と緑に恵まれた美しい自然を活かし、これまでの市町村域にとらわれず、住民が共通の目的意識の下、圏域全体が一体となった魅力あるふるさとを構築する。

一 丹南地区 —

[総合計画書の名称] 第四次丹南広域市町村圏計画

[計 画 期 間] 平成12年~平成22年

[将来像・テーマ]「はつらつ交流 輝く人、もの、未来 丹南・21.世紀の創造」

[基本方針] 交流を通じて圏域で暮らす人々が輝きと潤いを増し、自然や街などの環境も美しくなり、さらに農産物や製造品もすばらしいものになる。その結果として明るく豊かな将来を迎えるため、交流を基本コンセプトとして、「拠点・場づくり」「魅力(求心力)の向上」「コミュニケーション機能の拡充」を基本方針とする。

(2) 立地地域の目指すべき基本的方向・考え方

21 世紀を迎え、経済のグローバル化の進展、地球規模にまで広がった環境問題、高度情報化の著しい進展、少子・高齢化の進行、価値観・ライフスタイルの多様化、地方分権や規制緩和等の進展など、社会経済環境が大きく変化している中で、地域政策のあり方も転換していくことが不可欠となっている。

また、立地地域の各市町村は、地理的環境やこれまでの発展経緯等から、それぞれに個性豊かな地域であるが、社会経済的に一体的に克服すべき課題も多く、課題解決に向けて新しい活力ある地域の創造への取組みが必要である。

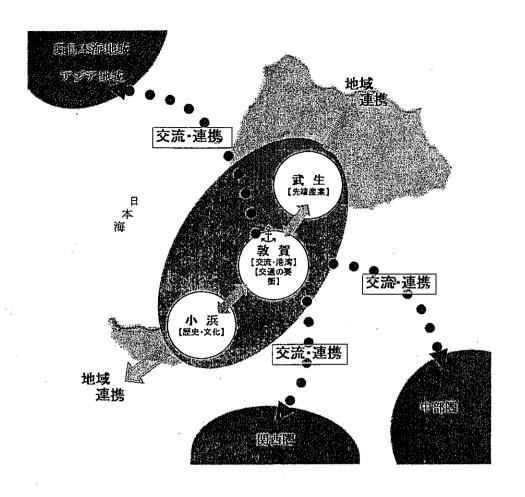
さらに、立地地域は、これまで多くの原子力発電所が立地し、電源三法交付金等の活用により、社会資本の整備や産業の振興が図られてきたが、必ずしも十分ではなく、地域間の格差も見られる中で、今後、戦略的で効果的な施策を展開していく必要がある。

こうした中で、今後、立地地域の自立的かつ持続的な発展を図っていくためには、社会経済環境の変化や立地地域の特性を認識し、地域資源や伝統文化などの掘り起こしを行い、地域住民の持つ活力を引き出し、育て、その地域独自の特性を活かした社会を形成することが必要である。

また、武生市、敦賀市、小浜市およびその都市圏が国、県の諸計画等を踏ま えながら、これまで以上に広域的な観点から一体的に相互の連携・協働を強め ていくことが必要である。

特に、3市が、それぞれの特徴を活かしながら、魅力ある都市を形成し、これまで以上に都市機能の充実・強化を図ることが必要である。

その際、それぞれの都市が連携、ネットワーク化を図り、持ち合わせている機能を相互に活用し合う体制の確立が重要であり、武生市の持つ産業的活力、 敦賀市の交流、港湾、交通の要衝地としての活力、さらに、小浜市の歴史性や 文化的活力とを連携させる中から、新たな成長発展のシーズを育んでいく方策 とその戦略(手段)を構築していく。



(3) 立地地域の振興の目標

社会経済環境の変化、立地地域の課題や特性(発展ポテンシャル)、国、県、 市町村等の総合開発計画等を踏まえ、立地地域の振興の目標として以下の4つ を設定する。

- ・安全・安心で、快適な暮らしを支える社会基盤の整備
- ・世界に開かれた環日本海交流拠点の形成
- ・自然と調和した、美しくアメニティに満ちた地域の形成
- ・エネルギー関連技術を活用した創造性と活力ある産業集積圏の形成

振興目標1:「安全・安心で、快適な暮らしを支える社会基盤の整備」

地域の人々の日常の暮らしを支える快適な生活環境基盤の整備を 推進し、地域全体の居住環境の向上を図る。また、地域医療体制の 充実・強化、高齢者や障害者の日常生活を支援する福祉施設の充実、 コミュニティづくりを進め、誰もが安心して住むことができる地域 の形成を進める。

さらに、災害に強い安全な地域づくりを進めるとともに、災害などの緊急時には迅速に対応できる体制の整備に努める。

振興目標2:「世界に開かれた環日本海交流拠点の形成」

近畿自動車道敦賀線をはじめとする高速交通体系の整備や敦賀港の国際経済交流拠点化を推進するとともに、多様な情報通信基盤の整備など交流ネットワークの構築を進め、世界に開かれた活力あるれる環日本海交流拠点の形成を目指す。

また、武生市、敦賀市、小浜市の連携を促進し、都市力を強化するとともに、立地地域内外の広域的な交流・連携を進め、日本海国 土軸などの地域連携軸の形成を推進する。

振興目標3:「自然と調和した、美しくアメニティに満ちた地域の形成」

立地地域の豊かな自然環境を保全していくとともに、都市部と周辺地域が相互の機能分担・連携を図りながら、都市的なサービスとゆとりある居住環境、豊かな自然を併せて享受できる先導的な地域づくりを進める。

また、地域の歴史、文化、自然環境などの地域特性を活かして個性的で魅力ある地域づくりを進め、次代に継承できる美しくアメニティに満ちた地域の形成を目指す。

振興目標4:「エネルギー関連技術を活用した創造性と活力ある産業集積圏の 形成」

若狭湾エネルギー研究センターを中核に国内外の研究機関、企業が連携した共同研究の推進や交流ネットワークの構築を図り、地域産業との交流、地域産業の支援体制づくりを進める。

また、地域経済に波及効果のあるエネルギー関連や高度技術型企業の立地を促進するなどし、立地地域を世界に冠たるエネルギー関連技術の研究を活用した産業集積圏とする。

また、地域振興の目標を達成するため、「自立」、「連携」、「創造」、「共生」の4つのキーワードを立地地域の基本的姿勢(意志)とし、社会経済環境の変化に的確に対応しながら、地域が一体となって、各種振興施策に積極的に取り組むこととする。

「自立」: 質の高い生活と就業が可能な誇りの持てる自立的な地域づくりを進める。地域の自立が可能な経済基盤の構築、行財政構造の自立の推進、個性ある地域文化の創造等を地域の選択と責任により主体的に取り組む。

「連携」: 地域住民、民間企業、ボランティア団体等の多様な主体の参加と連携の意識を醸成するとともに、国、県、市町村間の連携、産学官の連携等の強化を図る。また、交流ネットワークの構築を進め、立地地域内外の広域的な交流・連携を推進する。

「創造」: 地域の特性を活かし、創意と工夫を凝らして、新産業の創造、地域 を担う人材の創造、新しい文化と生活様式の創造、多様で創造的な 地域活動、魅力的な地域情報の創造と発信を積極的に進める。

「共生」:「安全性の確保」「住民の理解と同意」「恒久的福祉の実現」の三原 則を基に原子力発電施設と地域社会との共生による地域振興を図る とともに、精神的、物質的恵みをもたらす自然環境を保全しながら、 持続的発展が可能な地域の形成を図る。

こうした基本的姿勢に基づいて、

- ・基幹的な道路、鉄道、港湾等の交通施設および通信施設の整備
- ・農林水産業、商工業その他の産業の振興
- 生活環境の整備
- ・高齢者の福祉その他の福祉の増進
- ・防災および国土の保全
- ・教育および科学技術の振興

の総合的かつ広域的な施策を展開し、立地地域の自立的かつ持続的な発展と一体的な振興を図ることとする。

なお、具体的施設の整備や振興に係る事業については、当該振興計画に基づく事業の他、他の振興計画に基づく事業、県や市町村の単独事業等を有機的に 連携させながら、立地地域が一体となって効果的、効率的に推進することとす る。

Ⅲ 基幹的な道路、鉄道、港湾等の交通施設および通信施設の整備

1. 交通施設および通信施設の整備の方針

立地地域の活性化と均衡ある発展、地域住民の生活の利便性の向上を図るとともに、地域連携の強化、交流の促進を図るため、それを支える高速交通体系や地域内交通網の整備、情報通信基盤の整備を積極的に推進する。

立地地域の高速交通体系の整備は、地域住民の生活の向上のみならず、広域 レベルの社会交流を支え、地域の連携を促すネットワークとして、また、当該 地域の産業や観光等の発展を図る上で不可欠であるため、近畿自動車道敦賀線 の早期完成を図るとともに、嶺南地域鉄道の整備など鉄道ネットワークの充実 について、地域において検討を進める。

地域内交通網の整備については、広域的な交流と連携を支援する道づくり、 安全で快適な道づくり、環境と調和した道づくりを基本に、国道、県道および 都市計画道路などの基幹的な道路の整備を推進する。

また、原子力防災や地域振興の観点から特に重要と認められる美浜町・滋賀 県マキノ町間等の新設道路については、必要性、緊急性等の検討を行うととも に、事業化に向けた整備手法等も含めて関係機関との協議・調整を進める。

交通確保対策については、鉄道、バスは、地域住民の生活に必要不可欠な公共交通機関であり、地元市町村や交通事業者と連携を図りながら、地域の実情や住民のニーズに応じ、鉄道ネットワークの整備充実や路線バスの維持確保やサービス向上、地域公共交通活性化のための支援体制の整備等を図る。

交通安全対策については、交通事故の防止や交通の円滑化を図るため、歩道の整備を促進し交通弱者にも配慮した良好な歩行空間を確保する。

港湾の整備については、敦賀港を環日本海地域におけるゲートウェイとして 位置付け、施設の整備、物流機能や貿易機能の強化を図る。

電気通信施設の整備については、本格的な高度情報通信ネットワーク社会に対応し、高速・大容量の地域情報通信基盤である福井県情報スーパーハイウェイの整備を進めるとともに、立地地域に整備されたケーブルテレビを最大限に活用するため、そのネットワーク化、広帯域化、双方向サービス化、さらに放

送のデジタル化への対応を推進する。

情報化の推進については、情報通信技術を活用し、行政の情報化による住民 サービスの向上に努めるとともに、インターネットを活用した地域情報の発信 の促進や地域住民の情報リテラシーの向上を図る。

2 . 基幹的な道路の整備

(高規格幹線道路)

近畿自動車道敦賀線は、日本海国土軸の形成、北近畿地域や北陸地域の振興、さらには立地地域の産業、観光の発展に不可欠であり、早期完成を図る。

(国道)

広域的ネットワークを形成する国道8号、27号、161号、162号、305号、365号、417号、476号等について、交通不能区間の解消、バイパスの建設、未改良区間の整備等を図る。

(県道)

立地地域の県道については、改良率58.2%、舗装率92.2%であり、 県平均の63.9%、94.9%と比較して格差が見られることから、地域 間の交流を促進し、地域を活性化する道路網を整備する。

(市町村道)

住民の日常生活に密着している市町村道については、改良率54.4%、 舗装率78.9%であり、県平均の69.7%、87.8%と比較して格差 が見られることから、幹線道路を中心に改良を推進する。

(都市計画道路)

立地地域の都市部において、安全で快適な市街地の形成を図るため、都市 計画道路の整備を推進する。

3. 鉄道の整備

北陸新幹線は、平成12年度12月の政府・与党申合せに基づき、所要の事業を進める。

また、立地地域の住民の生活の向上や北近畿、関西・中京圏との広域的な交通ネットワークの構築による地域の活性化を図るため、JR小浜線の電化を促進するとともに、JR北陸線・湖西線(敦賀〜長浜・近江塩津〜永原)の直流化およびJR近江今津〜上中間の新線建設の構想については、引き続き地域において検討を進める。

4. 交通確保対策

立地地域においては、鉄道・バス利用者は、高齢者、児童・生徒等、自家用 車利用が不可能な人たちであり、これらの層の移動手段の確保のため、公共交 通機関の確保を図る必要がある。

そのため、地域の実情や住民ニーズに応じ、各市町村で行う公共交通利用促進施策に対する支援など、生活交通の確保対策を充実するとともに、立地地域振興策に公共交通利用促進施策を取り込み、まちづくりと一体となって推進する。

5. 交通安全対策

立地地域内の道路において、道路交通の円滑化を図るとともに、自転車と歩 行者を自動車交通から分離し安全の確保を図ることを目的として、自転車歩行 者道の整備を進める。

また、見通しが悪い区間においては、交通の円滑化が妨げられるばかりでなく交通事故の原因にもなるため、視距の改良を行う。

6. 港湾の整備

国際化の時代にあって、港湾の果たす役割はますます重要となっており、敦 賀港については、環日本海地域におけるゲートウェイとして位置付け、船舶の 大型化や貨物のコンテナ化に対応した港湾施設の整備を行うとともに、物流機能や貿易機能の強化を図り、利用拡大を促進する。

和田港については、通年型のリゾート地を目指し、和田港コースタルリゾート計画の中心施設である「わかさ大飯マリンワールド」の整備を促進する。

また、内浦港については、需要動向等を見極めつつ港湾施設の整備を進め、 物流機能や貿易機能の強化を図る。

7. 電気通信施設の整備

電気通信施設の整備については、本格的な高度情報通信ネットワーク社会に対応し、県民生活の向上、情報の地域間格差の是正、行政の効率化・電子化を推進するため、高速・大容量の地域情報通信基盤である福井県情報スーパーハイウェイの整備を進める。

また、多様な情報通信サービスを可能にする情報通信基盤として期待される 立地地域に整備されたケーブルテレビを活用するため、そのネットワーク化、 広帯域化、双方向サービス化、さらに放送のデジタル化への対応を推進する。

8. 情報化の推進

情報化の推進については、情報通信技術を活用し、行政の効率化・電子化を 図るとともに、公共情報の積極的な提供、ワンストップサービスの実現、各種 申請業務のオンライン化など、行政の情報化による住民サービスの向上に努め る。

また、インターネットを活用した地域情報の発信を促進するほか、住民一人ひとりが情報を等しく効果的に利活用できる環境を整備するとともに、情報リテラシーの向上を図る。

Ⅵ 農林水産業、商工業その他の産業の振興

1. 産業振興の方針

経済のグローバル化、IT化、少子高齢化、環境問題の深刻化など、立地地域内産業を取り巻く社会経済環境が急激に変化している中で、当該地域の産業の活性化と自立的な成長を図っていくためには、地域の特性を活かしながら、創造性と活力ある産業を育成し、当該地域の産業を時代の変化に柔軟に対応した活力ある産業構造へと転換していくことが必要である。このため、当該地域に蓄積された各種地域産業資源を最大限活用しながら、産学官が連携を強化し、地域が一体となって新産業の創出と既存産業の高付加価値産業への変革に積極的に取り組む。

農業については、「安心で豊かな食料の安定供給」、「地域の特性を活かした福井型農業の推進」、「ふるさとの香り漂う農村づくり」、「意欲と創造性豊かな多様な担い手の育成」を基本に、立地地域の農業・農村の持続的な発展を図る。

林業については、持続的な「森林の保全と利用の調和」を基本理念とし、質的充実に向けた多様な森林づくり、足腰の強い林業・木材産業の確立、魅力ある山村づくりの三つの基本方針に基づき、森林・林業・木材産業の活性化を図る。

水産業については、「資源を育て、地の利を活かす水産業の展開」を基本理念とし、主要水産資源の管理体制の確立や沿岸海域の高度利用、漁場環境の保全、つくり育てる漁業の強力な推進、拠点漁港の整備を図るほか、漁業経営の基盤の強化、魅力ある漁村環境の整備、水産技術の開発等を推進する。

商工業については、「技術、人材、連携で拓く新産業フロンティア」を産業活性化の基本テーマとし、科学技術の振興、デザイン力の向上、産業高度情報化の推進を図るほか、創造的事業活動の促進、企業立地の促進、市場開拓の推進、地域産業を担う人材の育成、地場産業の活性化、国際経済交流の推進、活力ある商業の振興、観光の振興等を推進する。

2. 農林水産業の振興

(農業)

消費者ニーズに応える多様な流通対策の展開、低コスト・高生産水田農業の推進、産地強化による地域特産物づくり、高生産性農業基盤の確立、ふれあいと交流による田園空間の創造、中山間地域の振興と活性化、地域農業を担う多様な担い手の育成等を推進する。

また、各地域で育成してきた地域特産物の一層の生産拡大を図るとともに、 生産、加工、流通体制の整備、農業と豊かな農村資源を活かした都市住民と の交流促進のための施設整備、生活基盤の整備等を行いながら、地域の自立 を総合的に促進する。

(林業)

森林の有する多面的機能を将来にわたり持続的に発揮させることを踏ま え、重視すべき機能に応じて森林を「水土保全」、「森林と人との共生」「資 源の循環利用」に区分し、区分に応じた多様で効率的な森林づくりを推進す る。

このため、計画的・効率的な森林施業の推進や林道路網等の重点的な整備、 特用林産物の生産振興、地域の森林管理の中核的な担い手である森林組合等 の育成に努めるとともに、公共施設等への県産材の需要拡大、木材の安定供 給体制の整備などにより、当該地域の実態に即した各種施策を総合的に推進 する。

また、中山間地域における生活環境基盤の整備を図るとともに、これら地域に存在する緑豊かな森林を森林教育や保健休養の場等へ活用し、都市との 共生・対流を促進することなどにより、地域の活性化を図る。

(水産業)

立地地域の水産業を取りまく情勢が非常に厳しくなってきている中で、地 先海域を積極的に活用して、漁港・漁場の一体的整備、種苗の放流等沿岸漁 業の振興を図り、「つくり育てる漁業」「資源管理型漁業」を積極的に推進 する。

また、活力ある漁村の形成を目指し、漁業環境の改善、漁村の再開発のため、漁港の安全性、機能性、快適性の強化を図るなど水産基盤整備事業を推進するとともに、漁業近代化施設等の整備により、生産環境を改善し、消費者ニーズに合った高鮮度、高付加価値の水産品を提供する。

また、漁業と連携した海洋性レクリエーションの導入等、他産業との調和を図り、新たな就労の場を確保する。併せて、若者の生活環境の改善を図り、魅力ある漁村、若者の定住する活力ある漁村および国民に開かれた漁港づくりを推進する。

山間部における内水面漁業の推進については、地域の自然保護と水産資源の保護を図りつつ、家族向けレクリエーションを核とした遊漁施設、特に地域に合った特色ある施設整備を行い、地域の自立促進のための基盤整備を行う。

3. 農道、林道および漁港関連道の整備

(農道)

農業の振興を図る地域においては、農道を有機的かつ合理的に整備することは、高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資するために欠くことができないものである。

このため、農道の整備に当たっては、農作業の効率化と農産物輸送の合理 化が図られるよう、広域農道や主要な農道を自然景観に配慮しながら計画的 に整備する。

(林道)

林道は、森林の適正な維持管理や効率的な林業経営を展開していく上で、 欠くことのできない施設であるとともに、森林空間の総合的な利用の推進や 地域住民のアクセスとしても重要な役割を果たしている。また、林道と一体 となって森林施業の合理化や低コスト林業の確立を図る上で重要な役割を果 たしている作業道は、よりきめ細かな森林施業を推進する上で欠くことので きないものである。

このため、林道等路網の開設に当たっては、林道と作業道等との有機的な 連携の強化および林道等の機能向上を図り、高性能林業機械化に対応できる よう路網のネットワーク化を推進する。

(漁港関連道)

魅力ある漁村づくりを推進するため、水産基盤整備と併せて、漁獲物の流通および漁業用資機材を円滑に輸送できる漁港関連道の整備を推進する。

4. 地場産業の振興

地場産業の振興は、立地地域における多様な就業機会の創出と地域経済の活性化のために、極めて重要である。

このため、地域の風土に根付いた既存の地場産業については、多様なニーズに応え、時代の要請に応じた国際競争力を有する産業と発展していくため、高度情報化、デザイン・企画力の向上、新製品・新技術の開発、販路の拡大を図るとともに、それを担う人材を育成する。

また、設備の近代化や経営革新を進めるとともに、産学官の連携を強化しながら、地域の特性や技術、創意を結集した、新たな地場産業の育成を積極的に行う。

さらに、観光振興施策やまちづくり施策等と連携した総合的な産地形成も積極的に推進する。

5. 企業の誘致対策

優良な企業を誘致することは、魅力ある就業の場の確保や地域経済の活性化 を図るために極めて重要であり、特に若年層の地元定着を図る上で、欠かせな い施策である。

このため、企業誘致の優遇制度等を活用し、若狭中核工業団地や市町村の工業団地に、エネルギー関連など地域特性に適合した企業や若者に魅力のある高度技術型企業を積極的に誘致する。また、敦賀市産業団地をはじめ市町村が実施する工業団地等の整備に対する支援、多目的ダム建設による工業用水道等産業基盤の整備促進など、産業立地環境の整備を推進する。

6. 起業の促進

景気の低迷が続く中で、立地地域の産業の活性化と自立的発展を実現するには、地域の経営資源をより有効に活用し、個人創業による新しい産業の芽の創出や技術力のある既存企業の新分野への展開など新事業の創出を図る必要がある。

このため、立地地域における新規創業気運を醸成するとともに、起業家の育成、創造的研究開発への支援など、中小企業の創業・ベンチャー・経営革新等

に対する支援の充実を図る。

また、(財)福井県産業支援センターを中心に立地地域をはじめ県内の産業支援機関の連携を強化し、中小企業等の成長段階や発展方向に応じた総合的できめ細かな支援を充実する。

7. 商業の振興

都市部においては、郊外型大型店の進出等により、中心市街地の空洞化の現象がみられる中、商店街を含めたにぎわいと魅力ある地域づくりを進めるため、地域が主体となって取り組む施設整備事業やソフト事業を支援し、まちづくりと一体となった活力ある商業集積の形成を図る。

特に中心市街地においては、TMO(まちづくり機関)の設立に向けた取組みや、TMOが実施する各種の活性化事業を積極的に支援する。

また、町村部の商業は、消費者人口も少なく、零細な上、消費者の価値観の 多様化、地域間競争の激化等の中で非常に厳しい環境にあり、既存商店街の競 争力強化に向けた取組みへの支援や人材育成等の各種施策を充実する。

V 生活環境の整備

1. 生活環境の整備の方針

安全で快適な生活環境の整備は、立地地域における若者の定住および転入希望者の受入れ等に欠くことのできない重要な要素であり、豊かな自然環境と調和した安心で潤いのある環境づくりを積極的に推進する。

上水道の整備については、長期的水需要にあった多目的ダム建設による良質の水源の確保に努めるとともに、水道事業の経営管理の合理化を図りながら整備を進める。下水処理施設については、生活環境の改善および公共用水域の水質の保全を図るため、地域の特性に応じた最適な手法により整備を推進する。ごみ処理については、「福井県ごみ処理広域化計画」に基づき、施設整備を促進する。

また、生活基盤である住宅については多様化した住民ニーズに的確に対応して公営住宅の整備を図る。

2. 簡易水道、下水処理施設等の整備

生活様式の向上等に伴う水需要の増加に対処するため、安定的な水源の開発・確保を図る一方、簡易水道等の普及促進と統合整備を推進し、水道未普及地域の解消に努めるとともに、経営管理の合理化を図る。

また、下水処理施設については、地域の実情に応じて効率的な整備を図るため、「福井県下水道整備構想」および各市町村の下水処理計画、生活排水処理 基本計画に基づき、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、 林業集落排水施設および漁業集落排水施設等の総合的かつ計画的な整備を推進 する。

3. ごみ処理施設の整備

ごみ処理施設については、焼却施設の老朽化や最終処分場の残余容量の逼迫により、早急に整備を行う必要がある。焼却施設については、溶融炉などダイオキシン類の排出が非常に少ない施設の整備を進め、最終処分場については、環境への負荷を極力縮小した施設計画を実行していく。

また、リサイクルの推進を図るため、リサイクル施設の整備を進め、焼却量、最終処分量を削減し、循環型社会を目指していく。

4. その他生活環境の整備

利便性の高い都心部での居住環境の整備を図るなど、安全で活力のある快適な都市環境を創造していくため、市街地再開発事業や土地区画整理事業を推進し、土地の高度利用および公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を一体的かつ総合的に行う。

また、過疎対策などの地域振興策として、公営住宅など質の高い公共賃貸住宅の供給を推進する。

VI 高齢者の福祉その他の福祉の増進

1. 高齢者等の保健・福祉の向上および増進の方針

急速な高齢化に対応するため、高齢者の現状とニーズ等を踏まえ、生きがいづくりや健康づくりを推進するとともに、介護保険制度の円滑な運営や要介護 高齢者等の自立生活の支援を進める。

児童福祉については、出産子育てがしやすい家庭地域づくり、仕事と子育て の両立支援、子育て家庭への経済的負担の軽減、健やかに子どもを育てる教育 の推進、子育て意識の啓発普及、地域環境の整備を図る。

また、障害者の地域社会の中での自立と社会参加の推進を図る。

同時に住民参加の福祉活動を推進し、地域において生活全般にわたる支援体制を整備し、支え合う地域社会の形成を進める。

2. 高齢者の保健・福祉の向上および増進を図るための対策

高齢者の心臓病、脳卒中等の生活習慣病を予防する対策の一環として、老人保健事業における健康診査や健康教育等を通じ、疾病の早期発見を図るだけではなく、必要な健康指導、健康管理に対する正しい知識の普及を行う。

また、高齢者が健康で生きがいを持って住み慣れた地域で暮らしていけるよう、介護予防、生活支援、健康づくり運動および生活習慣病予防等を進める。

また、介護保険制度の円滑な運営を図るため、計画的な基盤整備、人材の育成・確保等を進める。

さらに、高齢者医療を適切なものにするため、高齢者の心身の特性を踏まえた医療や介護サービスとの連携・調整を進める。

3. 児童その他の保健・福祉の向上および増進を図るための対策

安心して子どもを産み育てるための相談機能の充実、地域の子育て機能の強化、子育て家庭の養育費の軽減等を図るとともに、少子化や子育てについて県民の関心を高めていく。また、仕事と子育ての両立を支援するため、地域の実態等を踏まえつつ、多様な保育ニーズに対応できる設備を備えた保育所の改築

整備を推進し、児童の健全育成、活動の拠点として、市町村と連携を図りながら計画的に児童館・児童センターの整備を推進する。

また、障害者が地域社会の中で自立し、社会参加できる支援体制の整備や安心して日常生活を送るために必要なサービスの充実、公共施設等のバリアフリー化など、障害者に配慮したまちづくりを推進する。

さらに、立地地域における住民の医療確保と健康増進を図るため、医療提供体制の体系化および整備を行う。併せて、患者搬送の体制の確立、巡回診療体制の強化を促進するとともに、医事従事者の確保に努める。また、保健センターを拠点として、住民の健康管理意識の高揚を図るとともに、保健医療機関との連携による健康管理・疾病予防対策等を総合的に推進する。

Ⅲ 防災および国土の保全に係る施設の整備

1. 防災の方針

「福井県地域防災計画」に基づき、県、市町村、指定地方行政機関等の防災 関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、県土および県民の生命、身 体、財産を災害から保護するため、県の地域に係る災害予防、災害応急対策お よび災害復旧の諸施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

災害予防については、災害発生の未然防止と被害の軽減を図るため、防災事業の推進、防災施設の整備、防災体制の強化、防災知識の普及、訓練の実施等を計画的に行う。

災害応急対策については、災害が発生し、または発生するおそれがある場合 において、県、市町村および防災関係機関が迅速かつ的確に応急対策を実施す るための諸施策を総合的かつ計画的に行う。

また、災害復旧については、被災した施設の早期原型復旧を行うとともに、 再度災害の発生を防止するために必要な施設の設計または改良を行うなど、将 来の災害に備えた施策を講ずる。

また、原子力防災については、原子力発電所の安全対策の充実を促進すると ともに、「福井県原子力防災計画(福井県地域防災計画・原子力防災編)」(以 下「原子力防災計画」という。)に基づき、防災関係機関の協力により原子力 防災機能の増強を図る。

2. 国土保全の方針

立地地域は、中山間地域が多く、山地が海岸付近までせまっており、大雨や 雪解け時には大きな山地災害を引き起こす危険性が高い地域であり、住民の生 命、財産を災害から守り、安全で住みよい暮らしを実現するため、砂防事業等 を積極的に推進する。

また、安全な社会基盤の形成および水と緑あふれる個性豊かな地域づくりを行うため、河川の整備を推進する。

さらに、海岸の侵食、越波対策として、海岸の環境・利用に配慮しつつ海岸 保全施設の整備を推進する。

3. 消防救急施設

災害の複雑化、多様化に対応し、効果的な消防活動を確保するため、消防施設・設備のより一層の充実強化を図る。具体的には、危険物施設の増加、救急業務の高度化による化学消防ポンプ自動車、高規格救急自動車の整備促進および救急救命士の養成、消防防災へリコプターの利用促進を図るため、臨時離着陸場の確保を図る。

また、消火栓との適切な組合わせのもと、防火水槽や耐震性貯水槽の整備促進を図るとともに、これら人工水利と河川等の自然水利の活用等消防水利の多様化を図る。

さらに、消防本部と消防署、火災現場等との間で、迅速・的確な情報伝達や 指令を行うことができるよう、消防緊急通信指令施設の整備を進めるなど、通 信体制の強化も併せて促進する。

新たな消防需要に対応し、かつ、高度な消防サービスを提供していけるようにするため、小規模消防本部の広域化等消防の対応力強化を推進していく。

4. 治山・治水対策等

台風、集中豪雨等による災害防止のため、治山対策として、山地災害防止、 水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るため、山地 治山、総合治山、水源地域整備、防災林造成、保安林整備等の治山事業を推進 する。また、台風、集中豪雨等による洪水の防止を図るため、治水対策として、 地域住民の意見を取り入れた河川整備計画を策定し、河川改修事業および河川 環境整備事業ならびに治水ダムの建設を促進するとともに、長期的かつ計画的 な総合治水対策を推進する。

また、集中豪雨等による荒廃した山地、渓流からの土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊等から人命、財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等を総合的かつ計画的に推進する。

さらに、日本海特有の冬期波浪、沿岸の浸食等から海岸域を防護するために、 海岸保全事業を促進するとともに、海岸環境の保全、利用にも配慮した地域に 親しまれる海岸づくりを推進する。

5. 原子力地域防災の増強に資する諸措置の整備

(1) 原子力地域防災増強の基本方針

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態により県民の生命、身体または財産に生ずる被害(以下「原子力災害」という。)の防災対策に関し、県、市町村、指定地方行政機関等の防災関係機関が、その有する全機能を発揮して必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行により、住民の安全を図ることを目的に、県では、原子力防災計画を策定している。

原子力防災計画では、住民の生命、身体、財産を原子力災害から保護するために、原子力災害の発生および拡大を防止し、異常時における避難体制の整備や輸送体制の確立など、原子力立地地域における防災体制の在り方、異常時における対応、原子力災害の復旧などに関し、様々な最善の対策がとられている。

立地地域には、15基の原子力発電所が立地しており、引き続き、原子力 防災の万全の体制を確立するために、本法律等の趣旨に基づき、原子力防災 機能の増強を図る。

なお、防災上重要な施設の位置付けとしては、立地地域内に存在する施設 および住民避難の用に供する施設等で原子力防災計画等に定める箇所を基本 とする。

(2) 原子力地域防災の増強の内容

①法第7条に関する方針

法第7条に基づく特例措置を受ける事業については、各関係省庁の告示・ 事務連絡等に基づき、主に「避難等体制の整備」、「緊急輸送活動体制等の 整備」、「救急、救助、消火および防災活動体制の整備」の観点から防災増 強を推進することとする。

ア. 避難等体制の整備

コンクリート屋内退避は、基本的には徒歩で行われるため、その対象施設は、住民の居住地の近くにあり、十分な放射線遮へい効果を持たせることが必要である。また、避難措置の場合は、公共交通機関等で移動することが考

えられるので、まず、住民の集合場所を設け、円滑に住民を避難施設に収容できるようにする必要がある。これらの手順を踏まえ、各地域の実態に応じて、原子力防災計画に定める避難者収容施設や避難に必要な諸施設の整備を行い、円滑な避難等体制を確立する。

イ. 緊急輸送活動体制等の整備

原子力防災計画に定める緊急輸送が迅速かつ的確に実施できるようにする ため、原子力災害時の安全性の確保に配慮しながら、輸送施設や輸送拠点な どの各種施設の整備を行い、円滑かつ柔軟な緊急輸送活動体制を確立する。

ウ、救急、救助、消火および防災活動体制の整備

原子力防災計画に定める原子力災害に適切に対処するため、救急、救助、消火および防災活動体制の整備を図り、立地地域の防災機能を高める。

②各種施設整備について

ア. 道路

道路の整備に当たっては、原子力防災計画(資料編)に記載された道路 またはその道路と連絡する原子力災害に備えて整備を必要とする道路であって、国土交通省告示第1203号の基準に基づき原子力災害が発生した 場合において立地地域の円滑な避難または緊急輸送体制の確立に資する基 幹的な道路の新設または改築とする。

イ、港湾

港湾の整備に当たっては、原子力防災計画(資料編)に記載された乗船施設のある港湾であって、国土交通省告示第1203号の基準に基づき、原子力災害が発生した場合において緊急輸送体制の確立に資する水域施設等の建設または改良の工事とする。

ウ. 漁港

漁港の整備に当たっては、原子力防災計画(資料編)に記載された乗船施設のある漁港であって、農林水産省告示第919号の基準に基づき、原子力災害が発生した場合において立地地域の緊急輸送体制の確立に資する基本施設および輸送施設の修築事業とする。

工. 消防用施設

消防用施設の整備に当たっては、立地地域内の施設であって、総務省告示第673号の基準に基づき、原子力災害の発生または拡大の防止に資する消防施設、防災行政無線設備、その他消防の用に供する施設および設備の整備とする。

才. 義務教育施設

義務教育施設の整備に当たっては、原子力防災計画(資料編)において 避難施設として記載された施設または立地地域内の施設であって、平成 13年9月3日付け13文科初第579号の文部科学大臣決定の基準に基 づき、原子力災害が発生した場合において、立地地域の円滑な避難の確保 に資する立地地域における義務教育施設の新築、増築または改築ならびに 木造以外の校舎の補強とする。

™ 教育および科学技術の振興

1. 教育の振興の方針

人づくりは、国や地域づくりの基本であり、地域がさらに発展していくためには、グローバルな視野を持ち、創造性と人間性、豊かな感性を備えた人づくりに努めていくことが重要である。

このため、学校、家庭、地域それぞれの機能を強化するとともに、これらの 連携を強めることにより、社会全体の教育力の向上を目指す。

また、公立小中学校等教育施設については、快適かつ安全な施設としての、 整備を図っていくとともに、集会施設、体育施設、社会教育施設等については、 地域住民の活動の場として活用を図る。

2. 公立小中学校等教育施設の整備

快適な教育環境を確保するため、地域の実情を十分考慮しつつ、校舎、体育 館、水泳プール等の整備の充実を図る。

また、災害時における避難施設としての役割を果たすことができるよう、安全面での充実強化を図る。

さらに、今後、新しい授業方法などにも対応できるよう、常に施設の見直し を行い、教室や図書館などの整備を進める。

3. 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

地域文化の伝承や様々な学習活動などの充実を図るとともに、これらの活動の場として集会施設、体育施設、社会教育施設等の開放を進める。

4. 科学技術の振興の方針

福井県は、科学技術創造立県を目指し、地域特性を活かした既存産業の高度化、新産業の創出、先端的な研究の推進、恵み豊かな環境の維持、創造的人材

の育成を科学技術振興の基本的方向としている。

このため、大学、公設試験研究機関をはじめとする研究機関の充実や相互の 共同研究の推進など科学技術創出基盤の整備、地域特性を活かした先端的な研 究開発の推進など科学技術開発の推進、科学技術への理解の促進や研究者、技 術者の育成など科学技術を担う人材の育成、確保、産学官連携の強化、科学技 術情報ネットワークの整備など科学技術のネットワークの形成を推進してい く。

特に、立地地域おいてエネルギーに関する科学技術やこれを支える人材の集積を活用するために整備された中核的研究拠点(COE)である若狭湾エネルギー研究センターでは、がん治療技術の開発、地域産業に有用な新技術や材料の開発、農林水産物の品種改良等、エネルギー関連分野の研究を推進する。

また、園芸試験場、水産試験場、栽培漁業センター等の県の試験研究機関や 県立大学等の高等教育機関、民間企業の交流、連携を強め、産学官による共同 研究や異業種交流を推進し、その成果を活かして、地域産業への技術移転や事 業の多角化、新分野への進出等を促進し、地域産業の活性化を図る。

事 業 一 覧

I 交通施設および通信施設の整備

番号	事業名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	期間内事業費	所管省庁
	1 基幹的な道路の整備							
A 1	近畿自動車道敦賀線	工事延長 L=71km(県内区間) 幅員 W=12.0(7.0)m(暫定2車線) W=20.5(14.0)m(完成4車線)	`	高浜町関屋 〜敦賀市高野	日本道路 公団	Н 5∼	400,000	国土交通省
A 2	一般国道8号敦賀バイパス	全体延長 L=8.2km 幅員 W=25.5m		敦賀市田結 ~小河口	围	S47~	8,000	国土交通省
A 3	一般国道27号美浜東バイパス	全体延長 L=4.9km 幅員 W=24.5m、W=14.5m		美浜町佐田~佐柿	国	H 3~	4,000	国土交通省
A 4	一般国道27号金山バイパス	全体延長 L=7.5km 幅員 W=25.5m		敦賀市坂下 〜美浜町佐田	国	S47~	4,000	国土交通省
A 5	一般国道8号「8号防災」	全体延長 L=7.4km 幅員 W=14.5m		武生市春日野町 ~河野村大良	国	S53~	3,000	国土交通省
A 6	一般国道417号冠山峠道路	全体延長 L=8.2km 幅員 W=8.0m		池田町田代 〜岐阜県藤橋村	围	H12着工 準備	未定	国土交通省
A 7	道路改築事業 一般国道162号	道路改良 L=700m W=6.0(11.0)m	*	三方町鳥浜	福井県	未定	未定	国土交通省
A 8	道路改築事業 一般国道162号	道路改良 L=900m W=6.0(11.0)m	*	三方町世久見	福井県	未定	未定	国土交通省
A 9	道路改築事業 一般国道162号	道路改良 L=5,425m W=6.0(11.0)m	0	小浜市阿納尻 ~田鳥	福井県	H 3~	6,000	国土交通省
A10	道路改築事業 一般国道162号	道路改良 L=500m W=6.5(15.0)m	*	小浜市一番町 ~山手1丁目	福井県	未定	未定	国土交通省

-71-

		道路改良 L=4,350m W=6.5(15.0)m		4.05.24; m1.6-3-45 346		· ·		
A13	道欧洲筑重紫 一些国道205号		*	越前町梅浦~道口	福井県	未定	未定	国土交通省
	超時以來事業 	道路改良 L=4,490m W=6.5(15.0)m	0	越前町左右~茂原	福井県	S63~	5,900	国土交通省
A14	道路改築事業 一般国道305号	道路改良 L=5,400m W=6.5(9.5)m	*	河野村河内 ~南条町奥野々	福井県	未定	未定	国土交通省
A15	道路改築事業 一般国道305号	道路改良 L=660m W=6.5(13.0)m	*	河野村赤萩~河内	福井県	未定	未定	国土交通省
A16	道路改築事業 一般国道365号	道路改良 L=2,500m W=6.5(9.0)m	0	織田町上山中 ~越前町梅浦	福井県	H 2~	2,600	国土交通省
A17	道路改築事業 一般国道365号	道路改良 L=2,850m W=6.5(9.5)m	*	今庄町上板取 ~滋賀県境	福井県	未定	未定	国土交通省
A18	道路改築事業 一般国道365号	道路改良 L=500m W=6.5(9.5)m	*	今庄町孫谷	福井県	未定	未定	国土交通省
A19	道路改築事業 一般国道417号	道路改良 L=2,300m W=6.0(8.0)m		池田町田代~河内	福井県	H 2~H14	290	国土交通省
A20	道路改築事業 一般国道476号	道路改良 L=3,090m W=6.5(9.5)m	0	今庄町上板取 ~敦賀市新保	福井県	H 6~	1,700	国土交通省
A21	道路改築事業 一般国道476号	道路改良 L=1,000m W=6.5(13.0)m		池田町東俣	福井県	未定	未定	国土交通省
A22	道路改築事業 一般国道476号	道路改良 L=1,000m W=6.5(13.0)m	*	敦賀市獺河内 〜樫曲	福井県	未定	未定	国土交通省
	道路改築事業 一般県道竹波立石 縄間線	道路改良 L=9,350m W=5.5(7.0)m	*	敦賀市白木~浦底	福井県	H20~	. 800	国土交通省

-77-

.

.

A24	道路改築事業 一般県道小曽原	道路改良 L=780m W=6.0(11.0)m		武生市安養寺町	福井県	H12~H15	720	国土交通省
A24	造路以祭 事 来 一	担函以及 L-700m W-0.0(11.0/m	0	~大虫町	個分別	MIZ~MIS	750	四工文理有
A25	道路改築事業 一般県道寺武生総	建 道路改良 L=430m W=13.0(25.0)m	*	武生市北府1丁目 ~稲寄町	福井県	H20~	1,200	国土交通省
A26	道路改築事業 一般県道帆山 王子保停車場線	道路改良 L=1,200m W=6.5(12.0)m		武生市向新保町 ~下平吹町	福井県	Н 9∼Н17	920	国土交通省
A27	道路改築事業 主要地方道武生 米ノ線	道路改良 L=5,349m W=6.0(11.0)m	<u> </u>	武生市広瀬町 ~勝蓮花町	福井県	H14~H20	1,600	国土交通省
A28	道路改築事業 一般県道福井鯖海 線	C 道路改良 L=827m W=6.0(16.0)m		武生市家久町 ~鯖江市舟津町	福井県	H15~H20	1,800	国土交通省
A29	道路改築事業 一般県道中井青井 線	‡ 道路改良 L=2,600m W=6.0(11.0)m		小浜市中井 ~谷田部	福井県	H19~	800	国土交通省
A30	道路改築事業 一般県道小浜 インター線	道路改良 L=827m W=13.0(15.75)m	*	小浜市木崎~府中	福井県	H14~H20	3,700	国土交通省
A31	道路改築事業 主要地方道小浜 綾部線	道路改良 L=360m W=6.5(9.0)m	·	小浜市岡津	福井県	H10~H14	70	国土交通省
A32	道路改築事業 主要地方道越前 宮崎線	道路改良 L=150m W=6.0(8.0)m		越前町厨~茂原	福井県	H11~H17	830	国土交通省
A33	道路改築事業 主要地方道武生 美山線	道路改良 L=2,260m W=6.0(8.0)m	0	今立町西河内 ~池田町清水谷	福井県	H13~H19	5,200	国土交通省
A34	道路改築事業 一般県道羽賀 東小浜停車場線	道路改良 L=654m W=6.0(11.0)m		小浜市高塚~遠敷	福井県	H11~H15	210	国土交通省
A35	道路改築事業 一般県道常神 三方線	道路改良 L=520m W=6.0(8.0)m		三方町塩坂越 〜遊子	福井県	H14~H19	2,000	国土交通省
A36	道路改築事業 主要地方道上中 田烏線	道路改良 L=4,400m W=6.5(15.0)m		上中町安賀里 ~黒田	福井県	H15∼H20	2,100	国土交通省

1.00	12 no 11 months 200 Apr. 10 124 mg. 1 . 45 111	Databas de la companya della companya della companya de la companya de la companya della company			1	·		
A37	道路改築事業 一般県道河内熊川 線	追路攻艮 L=4,520m W=5.5(7.0)m		上中町河内〜熊川	福井県 	H11~H20	1,400	国土交通省
A38	道路改築事業 一般県道染ヶ谷 小倉線	道路改良 L=465m W=6.0(11.0)m		名田庄村堂本	福井県	H14~H18	1,100	国土交通省
A39	道路改築事業 主要地方道坂本 高浜線	道路改良 L=870m W=6.5(12.0)m		高浜町薗部	福井県	H10~H14	120	国土交通省
A40	道路改築事業 主要地方道坂本 高浜線	道路改良 L=435m W=6.5(9.0)m	0	大飯町石山~福谷	福井県	H10~H14	210	国土交通省
A41	道路改築事業 主要地方道坂本 高浜線	道路改良 L=4,750m W=6.0(8.0)m		名田庄村奥坂本 ~大飯町石山	福井県	H15~	3,300	国土交通省
A42	道路改築事業 市道中央沓見線	道路改良 L=1,390m W=6.0(18.0)m		敦賀市平和町 ~沓見	敦賀市	H14~H20	1,500	国土交通省
A43	道路改築事業 市道吳羽三島線	道路改良 L=800m W=6.5(15.5)m		敦賀市中央町2丁目 ~東洋町	敦賀市	H20~	700	国土交通省
A44	道路改築事業 市道第3339号線	道路改良 L=625m W=6.0(16.0)m		武生市新町	武生市	Н16∼Н21	1,100	国土交通省
A45	道路改築事業 市道生野尾線	道路改良 L=1,860m W=6.0(11.0)m		小浜市尾崎	小浜市	H20~	540	国土交通省
A46	道路改築事業 市道多田中央線	道路改良 L=270m W=5.5(7.0)m		小浜市多田	小浜市	H15~H18	230	国土交通省
A47	道路改築事業 町道黒山線	道路改良 L=250m W=6.0(10.5)m		南条町鋳物師 ~上野	南条町	H14~H18	200	国土交通省
A48	道路改築事業 町道湯尾社谷線	道路改良 L=800m W=5.5(7.0)m		今庄町八乙女 ~社谷	今庄町	H15~H21	300	国土交通省
A49	道路改築事業 町道田井野河内線	道路改良 L=370m W=6.0(8.0)m		三方町田井	三方町	H15~H17	130	国土交通省

and the second of the second o

-7/4-

A50	道路改築事業	町道美浜駅前線	道路改良 L=200m W=6.0(12.0)m		美浜町郷市	美浜町	H15~H18	140	国土交通省
A51	道路改築事業	町道10号線	道路改良 L=4,505m W=6.0(8.0)m	0	上中町末野〜新道	福井県	H13~H19	2,700	国土交通省
A52	道路改築事業	町道5号線	道路改良 L=400m W=5.5(10.5)m		上中町末野	上中町	H18~H21	300	国土交通省
A53	道路改築事業	町道事代坂田線	道路改良 L=470m W=5.5(9.5)m	-	高浜町湯谷〜坂田	高浜町	H13~H16	350	国土交通省
A54	道路改築事業	町道尾内海岸線	道路改良 L=810m W=6.0(16.5)m		大飯町尾内	大飯町	H15~H16	250	国土交通省
A55	都市計画道路	岡山松陵線 道路改築事業	道路改築(街路) 計画延長 L=620m 計画幅員 W=6.0(16.0)m	*	敦賀市市野々町 ~若葉町	福井県 (敦賀市)	H17~	2,350	国土交通省
A56	都市計画道路	戸谷片屋線 立体交差事業	立体交差(街路) 計画延長 L=883m 計画幅員 W=24.0~45.5(24.8~48.6)m	0	武生市家久町 ~北府	福井県	H13~H22	6,450	国土交通省
A57	都市計画道路	多賀竹原松ヶ崎線 (水取大橋)橋梁 整備事業	橋梁整備(街路) 計画延長 L=556.5m 計画幅員 W=6.0(15.6~22.8)m	0	小浜市竹原~水取	福井県	H元∼H18	2,567	国土交通省
A58	都市計画道路	山手小松原線 外1線 道路改築事業	道路改築(街路) 計画延長 L=697.0m 計画幅員 W=6.0(16.0)m		小浜市湊~小松原	小浜市	H13~H19	1,350	国土交通省
A59	都市計画道路	小浜縦貫線 道路改築事業	道路改築(街路) 計画延長 L=237.5m 計画幅員 W=6.0(16.0)m		小浜市住吉~白鬚	福井県	H13~H20	1,970	国土交通省
	2 交通安全対策	策							
A60	交通安全施設 等整備事業	主要地方道佐田 竹波敦賀線	歩道整備 延長 L=1,000m 歩道幅員 W=2.5m		敦賀市松葉町 ~松島町	福井県	H12~H15	140	国土交通省

-75-

	I	1	1 1	1	1	1	i i
A61	交通安全施設 主要地方道佐田 等整備事業 竹波敦賀線	視距改良 延長 L=600m	敦賀市櫛川	福井県	Н13∼Н17	550	国土交通省
A62	交通安全施設 国道365号 等整備事業	歩道整備 延長 L=990m 歩道幅員 W=3.5m	南条町東大道	福井県	H13~H18	590	国土交通省
	3 港湾の整備						
A63	敦賀港改修(重要)事業	岸壁(-14m) L= 280m 防波堤 L=1,130m	敦賀市鞠山南、 鞠山北	匤	S52~	未定	国土交通省
A64	敦賀港改修(重要)事業	岸壁(-7.5m) L= 130m 臨港道路 L=1,110m	敦賀市金ケ崎	福井県	н元∼н15	1,327	国土交通省
		岸壁(-4.5m) L= 290m 波除堤 L= 80m 臨港道路 L=1,100m	敦賀市鞠山南	福井県	未定	未定	国土交通省
		耐震岸壁(-5.5m) L= 100m	敦賀市蓬莱、桜	福井県	未定	未定	国土交通省
A65	敦賀港港湾環境整備事業	金ケ崎緑地(3.5ha)	敦賀市金ケ崎	福井県	H 5~H16	433	国土交通省
		鞠山南緑地(1.5ha)	敦賀市鞠山南	福井県	未定	未定	国土交通省
A66	内浦港改修(地方)事業	岸壁(-10m) L=230m (平成14年度 事業再評価)	高浜町音海	福井県	H 5∼	未定	国土交通省
A67	和田港改修(地方)事業	防波堤 L=500m 物揚場(-2.5m) L=250m 物揚場(-3.5m) L=160m	大飯町尾内	福井県	H 6∼H16	231	国土交通省
A68	和田港港湾環境整備事業	緑地(5.2ha)	大飯町尾内	福井県	H 6∼H20	778	国土交通省

(注)「特例措置の適用」欄の※印の事業については、事業採択時に最終的に判断する。 「期間内事業費」の起算時期は、実施中のものについては平成14年度としている。

II 農林水産業、商工業その他の産業の振興

番号	事業	名	事	業	概	要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	期間内事業費	所管省庁
	1 農林水産業の振興											
В 1	中山間地域 敦賀地 総合整備事業	j	農業生産基盤整 農村生活環境整 生態系保全施設	備)7.0km 1式)1.0km		敦賀市	福井県	H12~H16	1,180	農林水産省
B 2	中山間地域 敦賀西総合整備事業		農業生産基盤整 農村生活環境整 生態系保全施設 特認	備	i L=糸	16.0km 1式 11.0km 2箇所		敦賀市	福井県	Н15∼Н19	1,000	農林水産省
В3	中山間地域 三方均 総合整備事業		農業生産基盤整 農村生活環境整 生態系保全施設	備	•	J9.0km 1式 1式		三方町	福井県	H18∼H22	1,100	農林水産省
B 4	中山間地域 美方均総合整備事業		農業生産基盤整 農村生活環境整 交流基盤整備		L=糸	J2.0km J1.0km J式		三方町、美浜町	福井県	H10~H17	940	農林水産省
B 5	中山間地域 美浜 [」] 総合整備事業		農業生産基盤整 交流基盤整備 農村生活環境整	•		519.0ha 1式 1式		美浜町	福井県	H18~H22	1,100	農林水産省
В 6	中山間地域 今富· 総合整備事業		農業生産基盤整 農村生活環境整)2.0km 1式		小浜市	小浜市	H16∼H20	1,000	農林水産省
B 7	中山間地域 大飯均 総合整備事業		農業生產基盤整 農村生活環境整		L=糸	514.0km 1式		大飯町	大飯町	H17~H21	1,000	農林水産省
В 8	かんがい排水 美浜「 事業		管水路工 分水施設工 水管理システム	N=1	,620m 7箇所 1式			三方町、美浜町	福井県	H12~H18		農林水産省
B 9	農業振興総合 美方地 整備統合補助 事業(地域資源		コンポスト施設 アクセス道路 堆肥貯蔵施設	L=	1式 1.0km 1式			三方町、美浜町	美浜·三方 環境衛生 組合	H14~H16	1,600	農林水産省

-77-

	循環管理)							
B10	早瀬漁港水産基盤整備事業	波除堤 L=100m 導流堤 L=70m 透水管 1式		美浜町早瀬	福井県	H14~H17	350	水産庁
B11	日向漁港水産基盤整備事業	用地護岸(道路護岸) L=760m		美浜町日向	福井県	H14~H22	3,400	水産庁
B12	立石漁港水産基盤整備事業	防波堤延長工事 L=75m	0	敦賀市立石	敦賀市	H14~H16	300	水産庁
B13	上瀬漁港漁港漁場機能高度化事業	道路整備 L=600m 橋梁整備 L=4.8m 漁港各種用地 A=4,000㎡ 排水路整備 L=250m		高浜町日引	高浜町	H13~H15	270	水産庁
B14	越前漁港水産基盤整備事業	防波堤 L= 945m 護岸 L= 90m 泊地浚渫 A= 450㎡ 岸壁 L= 200m 船揚場 L= 90m 道路 L=1,915m 用地整備 A=26,400㎡		越前町梅浦〜厨	福井県	H14~H23	10,220	水産庁
B15	整備事業	 「阿納地区】 防波堤 L= 125m 護岸 L= 9m -2.5m物揚場 L= 98m 道路 L= 105m 用地整備 A=2,132㎡ 【字久地区】 防波堤 L= 40m 【犬熊地区】 防波堤 L= 60m 【泊地区】 防波堤 L= 30m 護岸 L= 34m -2.5m物揚場 L= 94m 船揚場 L= 30m 	0	小浜市阿納、字久、 犬熊、泊	小浜市	H13∼H19	1,230	水産庁

-78-

-7
φ
ļ

		道路 L= 95m 用地整備 A=1,484㎡						
B16	高浜漁港水産基盤整備事業	防波堤 L= 34m 物揚場 L= 150m 野積場 A=2,500㎡ 道路 L= 120m	0 0	高浜町塩土、事代	福井県	H14~H17	540	水産庁
B17	大型魚礁設置 嶺南地区 事業	魚礁設置 1式		敦賀市、小浜市、 美浜町沖合	福井県	H14~H18	350	水産庁
B18	大型魚礁設置 嶺北地区 事業	魚礁設置 1式		河野村沖合	福井県	H14~H17	100	水産庁
B19	広域型増殖場 嶺南地区 造成事業	ヤリイカ産卵礁 1式 メバル増殖礁 1式		小浜市、高浜町沿岸	福井県	H14~H17	390	水産庁
	2 農業、林道および漁港関連道の 整備							
B20	広域営農団地 若狭西地区 農道整備事業	農道整備 L=18,900m W=6.0(8.0)m		小浜市上野 〜大飯町本郷		H 7∼H18	13,487	農林水産省
	3 商業の振興							
B21	小浜駅通り商店街アーケード等 整備事業	アーケード大規模改修 L=1,039m		小浜市駅前町他 (小浜駅通り商店街 内)	駅通り商店 街振興組合		83	中小企業庁

(注)「期間内事業費」の起算時期は、実施中のものについては平成14年度としている。

Ⅲ 生活環境の整備

	番号	事 業 名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	期間内事業費	所管省庁
		1 簡易水道、下水処理施設等の 整備							
	C 1	南条町簡易水道統合整備事業	統合簡易水道施設の整備 計画給水人口 6,200人 計画一日最大給水量 3,528m³/日 事業内容 取水施設 1式 導水施設 1式 浄水施設 1式 送水施設 1式 配水施設 1式		南条町	南条町	H14∼H19	1,736	厚生労働省
(C 2	三方町簡易水道統合整備事業	統合簡易水道施設の整備 計画給水人口 8,600人 計画一日最大給水量 4,200m³/日 事業内容 取水施設 1式 導水施設 1式 浄水施設 1式 送水施設 1式 武水施設 1式		三方町東部、南部、 田井	三方町	H16~H20	1,500	厚生労働省
	C 3	高浜町簡易水道·飲料水供給施設 整備事業	既存の浄水施設の膜ろ過施設への変更 鎌倉簡易水道 計画給水人口 101人 計画一日最大給水量 30.0m³/日 高野簡易水道 計画給水人口 150人 計画一日最大給水量 40.0m³/日 上瀬飲料水供給施設 計画給水人口 79人 計画一日最大給水量 42.3m³/日 事業内容 取水施設 1式 浄水施設 1式 配水施設 1式		高浜町鎌倉、高野、上瀬	高浜町	H14~H18	267	厚生労働省

C 4	大飯町本郷地区簡易水道整備事業	県営大津呂ダムを新規水源とし、新浄水 場建設 計画給水人口 4,000人 計画一日最大給水量 2,100m³/日 事業内容 取水施設 1式 導水施設 1式 浄水施設 1式 送水施設 1式	大飯町本郷	大飯町	H16∼H18	800	厚生労働省
C 5	農業集落排水 坂口地区 事業	処理計画人口 490人	武生市勾当原町 他4町	武生市	H19~H23	853	農林水産省
C 6	農業集落排水 国兼地区 事業	処理計画人口 890人	武生市国兼町、 大塩町	武生市	H19~H23	1,045	農林水産省
C 7	農業集落排水 食見地区 事業	処理計画人口 500人	三方町食見	三方町	H20~H23	250	農林水産省
C 8	農業集落排水 新庄地区 事業	処理計画人口 770人	美浜町新庄	美浜町	H19~H23	900	農林水産省
C 9	農業集落排水 山中地区 事業	処理計画人口 190人	高浜町山中	高浜町	H19~H23	235	農林水産省
C10	農業集落排水 難波江地区 事業	処理計画人口 130人	高浜町難波江	高浜町	H20~H22	178	農林水産省
C11	農業集落排水 青郷地区 事業	計画処理人口 2,270人	高浜町青郷	高浜町	H12~H19	2,538	農林水産省
C12	敦賀市公共下水道事業	計画処理人口 72,500人 計画面積 2,430ha 計画汚水量 75,000m ³ /日	敦賀市	敦賀市	S49~H23	-	国土交通省
C13	武生市公共下水道事業	計画処理人口 74,800人 計画面積 2,355ha 計画汚水量 54,400m ³ /日	武生市	武生市	S45~H25	20,687	国土交通省

C14	小浜市公共下水道事業	計画処理人口 23,900人 計画面積 713ha 計画汚水量 18,000m ³ /日	小浜市	小浜市	S58~H21	15,537	国土交通省
C15	美浜町公共下水道事業	計画処理人口 7,560人 計画面積 330ha 計画汚水量 6,000m ³ /日	美浜町	美浜町	Н元∼Н20	4,452	国土交通省
C16	高浜町公共下水道事業	計画処理人口 10,000人 計画面積 300ha 計画汚水量 11,300m ³ /日	高浜町	高浜町	H 5∼H22	6,965	国土交通省
C17	武生市特定環境保全公共下水道 事業(白山地区)	計画処理人口 500人 計画面積 30ha 計画汚水量 500m³/日	武生市	武生市	未定	未定	国土交通省
C18	三方町特定環境保全公共下水道 事業(海越地区)	計画処理人口 700人 計画面積 7ha 計画汚水量 430m ³ /日	三方町	三方町	未定	未定	国土交通省
	2 ごみ処理施設の整備						
C19	循環型社会基盤整備事業	循環型社会の構築に向けた最終処分場、 リサイクル関連施設、焼却施設等の基盤 整備(2期に分けて建設) 最終処分場の建設 埋立面積 10,000㎡ 埋立容量 80,000㎡ 埋立可能年数 15年 埋立方式 サンドイッチ方式 リサイクル関連施設の建設 工場棟、プラザ棟、ストックヤード棟、 駐車場等	敦賀市沓見地区 会下	敦賀市	H13∼H24	7,700	環境省
C20	最終処分場整備事業	新規最終処分場の建設	小浜市	小浜市	H13~H16	1,588	環境省
C21	新規最終処分場整備事業	施設概要 埋立地計画面積: 21,000㎡	武生市	南越清掃 組合	H14~H17	4,908	環境省

-82-

		埋立地計画容量:170,000m³ 水処理量:100m³/日					
C22	既設最終処分場適正閉鎖事業	最終処分場の適正閉鎖 事業概要 鉛直遮水施設工 L=50m 埋立地キャッピングで覆土 A=40,000㎡ 雨水集排水路工(側溝) 浸出水処理設備 30m³/日	武生市勾当原町	南越清掃 組合	Н14∼Н18	232	環境省
C23	最終処分場整備事業	最終処分場施設整備 1式 施設概要 埋立面積(予定): 2,600㎡ 埋立容量(予定): 12,000㎡ 埋立期間(予定):15年	美浜町新庄	美浜・三方 環境衛生 組合	H14~H15	900	環境省
	3 その他生活環境の整備						
C24	統合二級河川整備事業 (河川環境整備事業)	三方湖の底泥の浚渫 浚渫面積 103,000㎡ 浚渫土量 62,000㎡ 植生護岸の設置 18,400㎡	三方町生倉	福井県	H 3∼H20	514	国土交通省
C25	敦賀駅東地区土地区画整理事業	施行面積 109ha	敦賀市若泉町他 4地係	敦賀市	H15~	8,620	国土交通省
C26	神山南部第一土地区画整理事業	施行面積 20.2ha うち道路整備 鯖江武生縦貫線 L=540m W=18m 神山南部線 L=320m W=12m	武生市妙法寺町他	神山南部 第一土地 区画整理 組合	H12~H17	2,314	国土交通省
C27	丹南地域総合公園(仮称)整備事業	整備計画面積規模 20ha	武生市	福井県	H16~	4,000	国土交通省
C28	町営住宅建設事業	整備戸数 20戸	大飯町尾内、本郷	大飯町	H15~H16	560	国土交通省

⁽注)「期間内事業費」の起算時期は、実施中のものについては平成14年度としている。

IV 高齢者の福祉その他の福祉の増進

番号	事 業 名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	期間内 事業費 (単位:百万円)	所管省庁
	1 児童その他の保健・福祉の向上および増進を図るための対策							
D 1		公立小浜病院組合(小浜市、上中町、名田 庄村、三方町、美浜町で組織)が、平成15 年に国立療養所敦賀病院に統合(廃止)さ れる国立療養所福井病院の資産を譲り受 け、同組合立レイクヒルズ美方病院として 経営するための必要な整備 外来棟新築 1棟 病棟増改築 4棟(病床数 100床) 医療機器整備 1式 駐車場整備 1式		三方町気山、 美浜町気山	公立小浜 病院組合	H13~H16	2,098	厚生労働省

⁽注)「期間内事業費」の起算時期は、実施中のものについては平成14年度としている。

V 防災および国土保全に係る施設の整備

番号	事 業 名	事業概要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	期間内事業費	所管省庁
	1 消防救急施設	·						
E 1	防災航空体制整備事業	防災航空事務所、ヘリコプターおよび附帯 設備整備		小浜市高塚	福井県	H14~H19	3,355	消防庁
E 2	消防防災施設等整備事業	防災情報センター(仮称)建設		敦賀市中央町2丁目	敦賀市	H15~H17	2,064	内閣府
E 3	消防防災施設等整備事業	防災行政無線整備	0	敦賀市	敦賀市	H14~H15	1,073	消防庁
E 4	消防防災施設等整備事業	防災行政無線整備	0	小浜市	小浜市	H18	250	消防庁
Ē 5	消防防災施設等整備事業	防災行政無線整備	0	三方町	三方町	H19~H20	150	消防庁
E 6	消防防災施設等整備事業	防災行政無線整備	0	高浜町	高浜町	H17	150	消防庁
E 7	消防防災施設等整備事業	消防緊急通信指令施設 1式(H16) 小型動力ポンプ付積載車 2台(H19、20) 救急資機材等総合整備 1式(H17)		敦賀市	敦賀美方 消防組合	H16~H17、 H19~H20	400	消防庁
E 8	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車 8台(H14、15、16、18、 20、21、22) 水槽付消防ポンプ自動車 2台(H14、17) 化学消防ポンプ自動車 2台(H18、22)	0	敦賀市	敦賀美方 消防組合	H14~H18、 H20~H22	249	消防庁
E 9	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車 1台(H17) 水槽付消防ポンプ自動車 1台(H15) 救急業務高度化資機材緊急整備 1式(H20)	0	三方町	敦賀美方 消防組合	H15、17、20	90	消防庁

-85 |

E10	消防防災施設等整備事業	小型動力ポンプ付積載車 5台(H14、18、19、 20、22)		三方町	敦賀美方 消防組合	H14、18、 19、20、22	30	消防庁
E11	消防防災施設等整備事業	水槽付消防ポンプ自動車 1台(H14) 消防ポンプ自動車 3台(H15、20、22) 化学消防ポンプ自動車 1台(H16) 救急業務高度化資機材緊急整備 1式(H21)	0	美浜町	敦賀美方 消防組合	H14~H16, H20~H22	141	消防庁
E12	消防防災施設等整備事業	小型動力ポンプ付積載車 1台		美浜町	敦賀美方 消防組合	H21	6	消防庁
E13	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車 6台(H17、18、20~22) 水槽付消防ポンプ自動車 1台(H21) はしご付き消防ポンプ自動車 1台(H21) 救急業務高度化資機材緊急整備 1式(H22)	0	武生市	南越消防組合	H17~H18、 H20~H22	308	消防庁
E14	消防防災施設等整備事業	防火水槽 45基(H14~22×5基)		武生市	南越消防 組合	H14~H22	247	消防庁
E15	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車 2台(H14、21) 水槽付消防ポンプ自動車 1台(H17)	0	池田町	南越消防 組合	H14、17、21	50	消防庁
E16	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車 1台(H14)	0	南条町	南越消防 組合	H14	12	消防庁
E17	消防防災施設等整備事業	防火水槽 9基(H14~22)		南条町	南越消防 組合	H14~H22	49	消防庁
E18	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車 3台(H15~17) 水槽付消防ポンプ自動車 1台(H18) 救急業務高度化資機材緊急整備 1式(H22)	0	今庄町	南越消防 組合	H15~H18、 H22	102	消防庁
E19	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車 1台(H21) 水槽付消防ポンプ自動車 1台(H16)	0	河野村	南越消防組合	H16、21	48	消防庁
E20	消防防災施設等整備事業	消防緊急通信指令施設 1式 防火水槽 18箇所(H14~22)		小浜市	若狭消防 組合	H14~H22	366	消防庁

E21	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車 4台(H14、16) はしご付消防ポンプ自動車 1台(H18) 救急業務高度化資機材緊急整備 1式(H18)	0		若狭消防 組合	H14, 16, 18	241	消防庁
E22	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車等 2台(H21、22) 水槽付消防ポンプ自動車 1台(H15) 救急業務高度化資機材緊急整備 1式(H17)	0.		若狭消防 組合	H15、17、 21、22	100	消防庁
E23	消防防災施設等整備事業	防火水槽 1基(H17)	_	上中町	上中町	H17	6	消防庁
E24	消防防災施設等整備事業	消防団拠点施設整備(H14、18、19×1棟)	·-	高浜町	高浜町	H14、18、19	60	消防庁
E25	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車 2台(H20、21) 水槽付消防ポンプ自動車 1台(H14) 防火水槽 18基(H14~22)	0	高浜町	若狭消防 組合	H14~H22	223	消防庁
E26	消防防災施設等整備事業	消防ポンプ自動車 1台(H19) 救急業務高度化資機材緊急整備 1式(H21) 防火水槽 10基(H14~22)	0	大飯町	若狭消防 組合	H14~H22	115	消防庁
	2 治山・治水対策							
E27	直轄河川改修 北川 事業	北川改修 L=15.0km		小浜市西津 ~上中町新道	国	S47~	未定	国土交通省
E28	広域基幹河川 井の口川 改修事業	井の口川改修 L=4.7km (残事業 L=2.58km)		敦賀市花城 ~莇生野	福井県	S62~H30	860	国土交通省
E29	広域基幹河川 吉野瀬川 改修事業	吉野瀬川改修 L=8.37km		武生市家久町 ~広瀬町	福井県	S57~H30	7,040	国土交通省
E30	広域基幹河川 多田川 改修事業	多田川改修 L=3.2km (残事業 L=0.7km)		小浜市城内~多田	福井県	S44~H22	1,743	国土交通省
E31	広域基幹河川 南川 改修事業	南川改修 L=3.6km (残事業 L=0.8km)		小浜市深野 ~名田庄村久坂	福井県	S55~H20	300	国土交通省

E32	統合二級河川 三方五湖 整備事業(基幹 河川改修事業)	三方五湖の浸水対策 L=0.8km	三方町海山 ~塩坂越	福井県	H13~H20	4,770	国土交通省
E33	統合二級河川 ハス川 整備事業(河 川修繕事業)	ハス川浚渫工 V=30,000m ³	三方町鳥浜	福井県	H12~H16	173	国土交通省
E34	二級河川 笙の川、木の芽川 河川改修事業	笙の川改修 L=3.5km 木の芽川 L=4.0km	敦賀市松栄~東洋	福井県	H15∼	7,700	国土交通省
E35	二級河川 南川 河川改修事業	南川改修 L=2.2km	小浜市城内 ~和久里	福井県	未定	4,000	国土交通省
E36	日野川総合開発事業 (吉野瀬川ダム)	堤高 59.5m 型式 重力式コンクリートダム	武生市広瀬町	福井県	H 3∼H26	17,900	国土交通省
E37	河内川ダム建設事業	堤高 77.5m 型式 重力式コンクリートダム	上中町熊川	福井県	S62~H26	28,440	国土交通省
E38	大津呂ダム建設事業	堤高 47.6m 型式 重力式コンクリートダム	大飯町本郷	福井県	H元~H18	12,060	国土交通省
E39	通常砂防事業 敦賀市	大川 堤高 12.5m 堤長 60.0m 他1基	敦賀市大比田	福井県	H14~H17	200	国土交通省
E40	通常砂防事業 武生市	① 堂の奥川 堤高 9.5m 堤長 42.2m ② 雨乞川 堤高 14.5m 堤長 70.0m ③ 下別所川 堤高 10.0m 堤長 54.0m	武生市千合谷 中居 下別所	福井県	H12~H15 H12~H14 H14	76 56 25	
E41	通常砂防事業 小浜市	瀧ノ川 堤高 10.0m 堤長 38.0m 他1基	小浜市谷田部	福井県	H13~H17	351	国土交通省
E42	通常砂防事業 池田町	① 板垣川 堤高 15.5m 堤長 91.0m ② 下谷川 堤高 7.5m 堤長 73.0m ③ 鍋谷川 堤高 10.5m 堤長 43.4m 他5基	池田町板垣 藪田 清水谷	福井県	H 7~H16 H12~H14 H13~H18	443 29 440	

E43	通常砂防事業 今庄町	① 鍋倉谷川 堤高 10.5m 堤長 59.0m 他1基	今庄町今庄	福井県	H10~H16	260	国土交通省
		② 瀬戸谷川 堤高 7.0m 堤長 44.7m	板取		H14~H16	150	
E44	通常砂防事業 三方町	① 宇波西川 堤高 14.0m 堤長 62.5m 他5基	三方町気山	福井県	H12~H22	1,097	国土交通省
		② 古川 堤高 12.0m 堤長 44.0m ③ 観音川 堤高 14.5m 堤長 67.1m ④ 山古川 堤高 10.0m 堤長 40.0m ⑤ 串小川 堤高 14.0m 堤長 71.5m 他5基	気山 三方 三方 相田		H11~H15 H11~H17 H14~H18 H12~H32	196 668 450 1,026	
		⑥ 大谷川 堤高 12.0m 堤長 38.0m 他1基	相田		H14~H17	500	
E45	通常砂防事業 上中町	大坪谷川 堤高 10.0m 堤長 49.0m	上中町日笠	福井県	H13~H15	105	国土交通省
E46	通常砂防事業 名田庄村	黒瀬奥谷川 堤高 14.0m 堤長 48.0m	名田庄村口坂本	福井県	H14~H17	300	国土交通省
E47	通常砂防事業 高浜町	車持川 堤高 11.0m 堤長 60.0m 他7基	高浜町車持	福井県	H14~H28	585	国土交通省
E48	急傾斜地崩壊 堂地区 対策事業	重力式擁壁工 L= 205m もたれ式擁壁工 L= 30m	敦賀市堂	福井県	H13~H14	35	国土交通省
E49	急傾斜地崩壊 小谷地区 対策事業	重力式擁壁工 L=255m 特殊法枠工 A=300㎡	武生市小谷町	福井県	H11~H14	56	国土交通省
E50	急傾斜地崩壊 伏原、大宮地区 対策事業	重力式擁壁工 L=274m 落石防護栅 L=272m	小浜市伏原、大宮	福井県	H13~H14	57	国土交通省
E51	急傾斜地崩壊 有田地区 対策事業	重力式擁壁工 L=407m もたれ式擁壁工 L= 25m 特殊法枠工 A=1,155㎡ 落石防護柵 L=493m	上中町有田	福井県	H11∼H14	108	国土交通省

,	اء
	Ī

E52	急傾斜地崩壊 久坂第2地区 対策事業	重力式擁壁工 L=368m もたれ式擁壁工 L= 22m	名田庄村久坂	福井県	H13~H17	320	国土交通省
E53	急傾斜地崩壊 南団地地区 対策事業	重力式擁壁工 L=387m 谷止工 N=2基	高浜町南団地1丁目	福井県	H12~H14	35	国土交通省
E54	急傾斜地崩壊 小黒飯地区 対策事業	重力式擁壁工 L=140m 特殊法枠工 A=2,863㎡	高浜町小黒飯	福井県	H11~H14	44	国土交通省
E55	敦賀港海岸保全施設整備 (侵食対策)事業	 縄間地区 離岸堤(L=605m) 常宮地区 離岸堤(L=300m) 二村地区 離岸堤(L=230m) 突堤(1基) 松原地区 離岸堤(L=240m) 突堤(1基) 護岸(L=300m) 養浜(114千m³) 	敦賀市縄間、常宮、二村、松島、松原	福井県	S61∼	未定	国土交通省
E56	敦賀港海岸環境整備事業	赤崎地区 離岸堤(L=450m) 突堤(5基) 人工海浜(352千m³)	敦賀市赤崎、田結、 鞠山	福井県	S61~H22	3,037	国土交通省
E57	和田港海岸環境整備事業	和田地区 突堤(1基) 人工海浜(354千m³) 鯉川地区 離岸堤(L=510m) 突堤(3基) 人工海浜(395千m³)	大飯町長井、 高浜町和田	福井県	S62~H19	3,129	国土交通省

(注)「期間内事業費」の起算時期は、実施中のものについては平成14年度としている。

VI 教育および科学技術の振興

番号	事業名	事 業 概 要	特例措置 の適用	事業実施箇所	事業主体	事業期間 (予定)	期間内事業費	所管省庁
	1 公立小中学校等教育施設の 整備						·	
F1	耐震補強事業	① 気比中 校舎 4,578㎡ ② 松陵中 校舎 2,065㎡ ③ 松原小 校舎 3,326㎡ ④ 沓見小 校舎 838㎡ ⑤ 栗野南小 校舎 1,739㎡ ⑥ 黒河小 校舎 586㎡	0	敦賀市清水町1丁目 松葉町 松島町 沓見 御名 公文名	ı	H14~H15 H17 H16, 18 H18 H19 H19	105 77 41 21 15 26	文部科学省
F 2	義務教育施設 武生市 耐震補強事業	① 武生第六中 校舎 2,377㎡ ② 武生東小 校舎 5,009㎡ ③ 大虫小 校舎 1,555㎡ ④ 吉野小 校舎 1,373㎡ ⑤ 坂口小 校舎 932㎡ ⑥ 味真野小 校舎 1,678㎡ ⑦ 北日野小 校舎 2,616㎡	0	武生市四郎丸町 国府2丁目 高森町 本保町 港谷町 池泉町 小野谷町	武生市	H21~H22 H14~H17 H16~H17 H18~H19 H18~H19 H21~H22 H21~H22	81 159 53 48 33 57 89	文部科学省
F 3	義務教育施設 高浜町 耐震補強事業	① 内浦小中 校舎 2,282㎡ ② 高浜小 校舎 3,242㎡ ③ 和田小 校舎 2,851㎡ ④ 青郷小 校舎 2,817㎡	0	高浜町山中 宮崎 和田 小和田	高浜町	H14~H15 H14~H16 H15~H18 H15~H16	87 123 110 105	
F 4	義務教育施設 河野村 耐震補強事業	河野小 校舎 2,686㎡	0	河野村甲楽城	河野村	H16	250	文部科学省
F 5	義務教育施設 武生市 屋内運動場 新増改築事業	① 武生東小 改築 1,067㎡ 新増築 133㎡ ② 白山小 改築 918㎡ 新増築 182㎡	0	武生市国府2丁目 都辺町	武生市	H18~H20 H19~H21	386 358	文部科学省
F6	義務教育施設 武生市 校舎新増改築 事業	① 白山小 改築 1,989㎡ 新増築 835㎡ ② 吉野小 改築 572㎡ 新増築 428㎡ ③ 王子保小 新増築 1,530㎡	0	武生市都辺町 本保町 今宿町	武生市	H14~H15 H14 H15~H16	986 280 431	

		④ 北新庄小 改築 2,344㎡ 新増築 1,106㎡		北町		H16~H19	1,026	
		⑤ 国高小 改築 2,800 m²		国高1丁目		H19~H21	822	
F 7	義務教育施設 小浜市 校舎新増改築 事業	小浜小 校舎 改築 4,540㎡ 新増築 660㎡ 屋内運動場 改築 824㎡ 新増築 324㎡	0	小浜市後瀬町	小浜市	H16~H21	1,975 文	て部科学省
F 8	義務教育施設 南条町 校舎新増改築 事業	南条小 校舎 改築 4,281㎡ 新増築 384㎡ 屋内運動場 改築 357㎡ 新増築 901㎡	0	南条町東大道	南条町	H15~H16	1,800 文	(部科学省
F 9	義務教育施設 三方町 校舎新増改築 事業	三方中 校舎 改築 3,053㎡ 新増築 453㎡	0	三方町北前川	三方町	H15~H17	758 文	文部科学省
F10	中学校 武生市 食堂施設 増築事業	① 武生第二中 学校食堂 220㎡ ② 武生第三中 学校食堂 200㎡ ③ 武生第一中 学校食堂 300㎡ ④ 万葉中 学校食堂 210㎡ ⑤ 武生第五中 学校食堂 150㎡ ⑥ 武生第六中 学校食堂 190㎡		武生市妙法寺町 村国2丁目 平出1丁目 西尾町 都辺町 四郎丸町	武生市	H14 H14 H15 H15 H16 H16	59 文 55 78 57 45 53	(部科学省
F11	白山小学校プール改築事業	プール水面積 400㎡		武生市都辺町	武生市	H21~H22	125 文	(部科学省
F12	小浜小学校建築事業	給食調理場 182㎡ 食堂 392㎡ プール水面積 293㎡		小浜市後瀬町	小浜市	H19	211 文	文部科学省
F13	南条小学校建築事業	給食調理場 600㎡ プール水面積 630㎡		南条町東大道	南条町	H15~H16	400 文	文部科学省
F14	公立学校施設整備費補助事業 (学校体育諸施設)	大飯中学校屋外水泳プール水面積 400㎡		大飯町野尻	大飯町	H15	180 文	文部科学省

:- -- - - -

-92-

inger and

	2 集会施設、体育施設、社会教育 施設等の整備							
F15	小浜市総合運動場市民体育館 建設事業	地域スポーツセンター 6,000㎡	·	小浜市口田縄	小浜市	H17~H18	,	文部科学省
F16	地域武道センター建設事業	武道センター 550㎡ 		南条町東大道	南条町	H15~H16	200	文部科学省

⁽注)「期間内事業費」の起算時期は、実施中のものについては平成14年度としている。